

第六十三回国会 衆議院 地方行政委員会議録 第十八号

昭和四十五年四月十六日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

副委員長 小澤 太郎君

理事 塩川 正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 斎藤 実君

理事 高山 孝一君

中村 弘海君

野呂 恭一君

豊 永光君

井岡 大治君

細谷 治嘉君

和田 一郎君

高鳥 修君

中山 正暉君

山崎 平八郎君

綿貫 民輔君

華山 桑名君

青柳 盛雄君

同(松浦周太郎君紹介)(第三一二二号)

クリーニング業の事業税軽減に関する請願(中野四郎君紹介)(第二九七〇号)

同(中山正暉君紹介)(第二九七一號)

同(小川半次君紹介)(第三〇三九号)

同外三件(山下徳夫君紹介)(第三〇四〇号)

同(奥野誠亮君紹介)(第三一一八号)

同(永山忠則君紹介)(第三一一九号)

同(安田貴六君紹介)(第三一二〇号)

同(山本弥之助君紹介)(第三一二一號)

行政書士法の改正に関する請願(井岡大治君紹介)(第三〇三八号)

道路交通法の一改正に関する請願(今澄勇君紹介)(第三一一四号)

行政書士法の改正に関する請願(岡沢完治君紹介)(第三二一七号)

同(岡崎英城君紹介)(第三二二一號)

同(中伊三次君紹介)(第三二〇七号)

同(別川悠紀夫君紹介)(第三二〇八号)

同外三件(佐々木義武君紹介)(第三二五八四号)

ドライブインにおいて酒類の提供を禁ずる法律制定に関する請願(古井喜實君紹介)(第三二〇九号)

同外二件(天野光晴君紹介)(第三二五九号)

同(鳥居一雄君紹介)(第三二六〇号)

四月十日

ドライブインにおいて酒類の提供を禁ずる法律制定に関する請願(園田直君紹介)(第二九六八号)

制定に関する請願(園田直君紹介)(第二九六八号)

同(山本政弘君紹介)(第三三三一七号)

同(土井たか子君紹介)(第三三三八六号)

同(中谷鉄也君紹介)(第三三八七号)

同(山本政弘君紹介)(第三三八八号)

同(松平忠久君紹介)(第一九六九号)

同(吉田賢一君紹介)(第三〇四一號)

同(和田春生君紹介)(第三〇四三号)

同(松浦周太郎君紹介)(第三一二二号)

クリーニング業の事業税軽減に関する請願(中山野四郎君紹介)(第二九七〇号)

同(中山正暉君紹介)(第二九七一號)

同(小川半次君紹介)(第三〇三九号)

同(山下徳夫君紹介)(第三〇四〇号)

同(奥野誠亮君紹介)(第三一一八号)

同(永山忠則君紹介)(第三一一九号)

同(安田貴六君紹介)(第三一二〇号)

同(山本弥之助君紹介)(第三一二一號)

行政書士法の改正に関する請願(井岡大治君紹介)(第三〇三八号)

道路交通法の一改正に関する請願(今澄勇君紹介)(第三一一四号)

行政書士法の改正に関する請願(岡沢完治君紹介)(第三二一七号)

同(岡崎英城君紹介)(第三二二一號)

同(中伊三次君紹介)(第三二〇七号)

同(別川悠紀夫君紹介)(第三二〇八号)

同外三件(佐々木義武君紹介)(第三二五八四号)

ドライブインにおいて酒類の提供を禁ずる法律制定に関する請願(古井喜實君紹介)(第三二〇九号)

同外二件(天野光晴君紹介)(第三二五九号)

同(鳥居一雄君紹介)(第三二六〇号)

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出第七二号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八二号)(參議院送付)

第八二号)(參議院送付)

○小澤(太)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長は參議院の地方行政委員会に出席のため、委員長の指定により、私が委員長の職務を行ないます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 きょうは運輸省の山村政務次官にお出ましをいただきましたので、地下鉄の問題について二、三伺つておきたいと思うのです。

と申しますのは、三月十六日の衆議院の予算分

科会で、運輸大臣が地下鉄の問題について発言をなさいました。その当時の報道関係の報道のしかたが、公営地下鉄には路線延長を認めない、あるいは地下鉄の新設は都市営は認めない、こういふふうな、われわれにしてみれば、非常にショックな見出しで報道されたものでございますから、非常に大きな関心をわれわれも持っておりますが

すので、運輸省からお出ましをいたいたたわけでござります。

つきましては、予算分科会での運輸大臣発言についてお伺いをいたしますが、きょうは參議院の予算の総括で運輸大臣がお出ましがいただけません。そこで、山村政務次官にお出ましをいたいたたので、おそれども、お願いをしておきましたよ

う。そこで、運輸大臣がお出ましをいたいたたわけでござりますから、政務次官は運

輸大臣と十分話もなさいまして、またこの場でも山村政務次官に大臣の身がわりになつていただきなければなりませんが、運輸大臣の真意といふのを把握してお出ましをいたしますようにお願いをいたしておりますけれども、きょう山村政務次官のいろいろ御答弁いただきますことは、運輸大臣の真意をお話していただける、こう理解してよろしくうございま

ります。

○山村委員 この問題につきましては、大臣とは十分な打ち合わせをいたしまして、大臣の考へというのを十分承知しているつもりでございま

す。私が申し上げますことは、大臣がそのままお答えしておるというぐあいにおとりいただいてけつこうだらうと思ひます。

○砂田委員 ありがとうございました。そこで、予算分科会での運輸大臣の発言は、速記録を私は拝見いたしまして、新聞が見出して伝えるようなそれほどショッキングなものではないような気もいたします。運輸大臣の発言は、地下鉄は通勤輸送機関であるということ、地下鉄は撤去した市電や都電のかわりをするものだというふうな考えは間違つているんだ、大都市の通勤区間というものが相当広がつてきているので、市内から市内への通勤時代ではなくて、今日ではその通勤区間といふものが二十キロ、三十キロという離れたところから通勤するものが原則になつてきていて。した

がって、地下鉄を一つの公共団体が建設し、経営するのはもう間違いの時代で、複合形式で地下鉄はできなければならない。さらに重要なもう一点は、四十五年度予算から、公共団体が建設費の二分の一を負担しようというものの考え方は、広域の大都市交通圏というものを地下鉄が負うべきであるという責任から、あのような制度を大蔵省に認めさせた、こう述べられているわけあります。大事な点でございますからここをちょっと読みますけれども、結論的にこういうことをおっしゃっているのです、「あるから、今後新しい地下鉄をもし市営でもって申請があった場合には、私は、非公式であります、私見としては許可しない方針であります。原則的に許可しない特別の事情があれば許可しますが、原則として許可しない。そしてやはり大都市交通圏としての地下鉄の役割りを果たすという前提に立つて、そういう建設でなければ将来非常な禍根をう建設であり、運営でなければ将来非常な禍根を残す。こういう意味からいつても、いわゆる複合形式、ある意味においては當初形式といつてもいいでしょが、複合形式でなければ、地下鉄といふものの経営及び建設の任に当たるべきじゃないというのが私の考え方であります。」こう述べておられるわけでございます。そこで、非常に長期的な展望に立つて、将来の地下鉄の建設主体、経営主体を検討するときには、運輸大臣の御意見に私も敬意を表して賛同するものでございます。しかしながら、地下鉄の当面の問題のとらえ方としては少し異議があるのです。

そこで、私は三つの点を伺つておきたいと思います。

その一つは、現存する地下鉄を個々に見れ

ば、機構なり組織なり、そういう内容は別とし

ても、複合体といいますか、複数の地方公共団体といいますか、共同で費用を出すような行き方を

今日当面の問題として直ちに検討をする地下鉄

路線も、全国の地下鉄の中にはあるかも知れ

ない、またあるでございましょう。しかし、その反

面、一つの大都市の市内の住居から同じ市内の職

場への通勤輸送機関としての地下鉄の建設をもう

当面始めなければならない、そういう現実の地下鉄の計画もあるわけですね。すべての大都市が過密的な市街化区域だけ、そういう都市ばかりではない。一つの市内で、大団地造成をその市が建設中であつて、その方面に新たな人口が流入をした場合への通勤輸送手段として、いまにして地下鉄をやり、過密地域から、家族の核分裂を起こして、何をみますけれども、結論的にこういうことをおっしゃっているのです。「あるから、今後新しい地下鉄をもし市営でもって申請があった場合には、私は、非公式であります、私見としては許可しない方針であります。原則的に許可しない特別の事情があれば許可しますが、原則として許可しない。そしてやはり大都市交通圏としての地下鉄の役割りを果たすという前提に立つて、そういう建設でなければ将来非常な禍根をう建設であり、運営でなければ将来非常な禍根を残す。こういう意味からいつても、いわゆる複合形式、ある意味においては當初形式といつてもいいでしょが、複合形式でなければ、地下鉄といふものの経営及び建設の任に当たるべきじゃないというのが私の考え方であります。」こう述べておられるわけでございます。

答申をした神戸市の場合は、どうだと思うのです。

神戸市交通審議会を、神戸市において整備すべきものだという答申をしているわけですね。第一期工事だけでも五年くらいかかる。第二期工事まで入れば七年も八年もかかる。その先では、おそらく七年も八年もかかる。

その先では、おそらく七年も八年もかかる。

正いたします」ということも入つておるわけですが、なぜかと云ふとおしゃらぬ

ことになります。まあ大臣の考え方と申しますのは、今後は都市の広域化に対応して鉄道網も広域化していく

くる、その必要があるのではないか、今までの

ような経営主体についての考え方では不十分では

ないだろうか、こういう点を大臣は考えておるわ

けでございます。御質問のような、客の流動がさ

ほどない、また市内だけの通勤はどうか、というよ

うな場合、これは運輸省といたしましては、将来

の旅客流動状況もいろいろ勘案いたしました上

で、ケース・バイ・ケースということでやつてい

きたいと思います。

こまかい問題につきましては、政府委員のほう

から答弁させます。

○町田政府委員 大筋はただいま政務次官から申

し上げたとおりでございます。大臣のおつしや

ております趣旨は、その速記録にもござりますよ

うに、今後の地下鉄というものは、相当広域な交

通機関として発展していくべきだ、したがつて、

その広域に対応するような経営主体であるべきで

はないか、こういう趣旨だと思います。

そこで、ただいま先生がおつしやいました当面

の問題、具体的には神戸と名古屋の例をおつしや

いませんけれども、当面の問題をどうするのか、

といって許可をしないのかどうか、長期的な展望

に立つて、愛知県下に出ていく広域的な計画をつ

くつたり、愛知県との複合的な話の決着するまで

は、名古屋の市内だけを走る地下鉄をも許可しない、そこまでおつしやつておられるとすれば、非常に大きな問題があると思うのですから、そこのところをひとつ政務次官から、大臣にかわってお答えをいただきたいと思います。

○山村政府委員 先生の御心配よくわかるわけでござりますが、先ほど先生のお読みになりました

次の時点からの大臣の答弁もよく見ていただきたいと思うでござります。「この点、皆さん方にお

いても十分御検討の上、私は、将来そういう措置

をとつたということはけしからぬとおしゃらぬ

ようになります。もつて御検討願つておいて、そして私

の考え方があつたならば、もちろんこれは訂

正いたします」ということも入つておるわけですが、なぜかと云ふとおしゃらぬ

ことになります。まあ大臣の考え方と申しますのは、今

後は都市の広域化に対応して鉄道網も広域化して

くる、その必要があるのではないか、今までの

ような経営主体についての考え方では不十分では

ないだろうか、こういう点を大臣は考えておるわ

けでございます。御質問のような、客の流動がさ

ほどない、また市内だけの通勤はどうか、というよ

うな場合、これは運輸省といたしましては、将来

の旅客流動状況もいろいろ勘案いたしました上

で、ケース・バイ・ケースということでやつてい

きたいと思います。

こまかい問題につきましては、政府委員のほう

から答弁させます。

○砂田委員 政務次官、念押しをするようでござ

りますが、今後ケース・バイ・ケースで考えてい

く、大臣はそういうお考えである。それから私が

読みましたあとで速記録の部分、大臣の予算分科

会での御発言の基本的なお考えというのは、それ

ぞの都市圏の中で地下鉄が果たしていかなければ

ならない役割りといふものを、相当長期的な展

望に立つて、こういう考え方を一般的的にはやは

り考えていくべきではないか、そういうお考えか

らの御答弁であるというふうに理解してよろしく

うございます。

○山村政府委員 これは鐵監局長からお答えいただけ

てござります。そのようにお考えいただいてけつ

こだだと思います。

そこで、ただいま先生がおつしやいました当面

の問題、具体的には神戸と名古屋の例をおつしや

いませんけれども、当面の問題をどうするのか、

といって許可をしないのかどうか、長期的な展望

に立つて、愛知県下に出ていく広域的な計画をつ

くつたり、愛知県との複合的な話の決着するまで

こう毎年月を要しますね。ですから、神戸の私があげた例にしても名古屋の私があげた例にしても、一応その第一期工事的なものを考えても、五年やそこらはすぐかかる。五年先に完成するものが、市内の住区から市の職場への通勤輸送、その場合に、いまもうすぐにはその先のことを考えても行政的に県との話を具体的に煮詰らして、そういうものでなければいけないということではないといふに受け取つてよろしくござりますね。将来の問題としては、そういう構想を県との話し合いを行ないながら、五年先に完成させる第一期的な工事については、これは市営でやる。新聞の報道するところの、市営は許可しないといふことはないことではない、そういうふうに理解してよろしくございましょうね。人口の流動その他の勘案して都市交通審議会も答申を済ませたことでございましょうから、そういうふうに理解していくわけですね。

○砂田委員　どうも少しほじけてきたので、もう一度伺つておきますけれども、必要があれば、といふふうな鉄監局長のお答えでしたけれども、運輸省の所管しておられる都市交通審議会は、申を——どうもちよつと皮肉に聞こえるかもしれませんのが、都市交通審議会は、私は権威のある審議会だとと思うのです。それぞれの都市の部会までつくつて、その都市へ出でていつて実情もお調べになつて、その神戸部会なら神戸部会というものの構成委員というのも、非常に各方面の申し分のないメンバーをそろえて検討されて、必要なないものを答申されるようなことがあるのですか。必要があればこそ、ああいう答申が出ているのではなくいのだろうか、私はそう思うのです。それで都市交通審議会がそういう判断をしたのならば、五年先に完成するのをいまから当然かからなければ、たいへんなことになつてしまふ。そういう意味で、もう早急にからなければならぬ。それを、その五年からもう一つ先のことをいまからきめておかなければ、五年先に完成するのも、その話がきまるまで待たされると、いうふうなことはちょっとと考えられない。いかがですか。

ございます。したがいまして、今度神戸市から申請が出てまいりました段階で、この答申を中心においたしまして、輸送需要の趨勢並びに今後の計画も、実施時期というよりは、私は完成する時期が問題なんだ。完成する時期と人の住みついでいきまくるだろうと思うのです。神戸市が、そういう先を読んで、住民の要望にこたえなければならぬという判断を神戸市の責任上、そういう結論を出して申請をしてくれば、それはひとつケース・バイ・ケースで考えるのであって、予算の分科会で大臣がおっしゃったことを新聞の見出しで伝えたような、市営は許可しないというようなことでは少なくともない、こう理解してよろしくうございますか。

○町田政府委員 そういう市営であるということだけで許可しないということではないといふうに御理解いただきたいと思います。

○砂田委員 最後に、もう一点だけ私は運輸省のお考え方を伺つておきたいと思うのです。

大臣の御発言の中に、地下鉄は通勤輸送機關であつて、撤去した市電、都電の代替物じゃないと、いう御発言がございました。地下鉄ははずした都電、市電のかわりの役目もしていると私たちには考えているのです。四十五年度予算からの新しい地下鉄建設の國、地方公共団体の費用分担の方式を、われわれ地方行政を担当している自民党議員は、地下鉄が広域的大都市交通の責任を帯びるのだからと、いう理由だけで、國も從来よりたくさん費用を負担するようにしたのだという理解ではないわけです。財政当局にこの方式を認めさせるためには、交通関係議員、地方行政関係議員が非常な努力をしたことは、もう御承知のとおりでござ

民がわが国の前進の中で果たしている役割りからいます。私たちには、今日の大都市並びに大都市市問題は、地方問題じゃなくて、まさに国の問題です。路面電車が走れなくなつた今日の交通事情から、大都市市民の足を確保するための地下鉄建設もさようございました。わが党の選挙の公約でに、従来と異なつた大幅な國の責任分担、國も責任を果たす、そういうことで費用負担の方式が変わつたのです。党の理解と党の財政当局への主張式を確立した理由の一つをおしおいたのであって、あれがすべてではない、大臣がおつしやったような、広域的大都市圏の交通機関としての地下鉄の性格と大都市庶民の足としての地下鉄の性格、両々相まってこの新方式ができたのだという理解を運輸省にもしてもらわなければ、基本的に困るわけです。これを鉄監局長、どういうふうに御理解になつておられるか、ひとつ伺つておきたいと思います。

の御発言の真意というものを伺つたのですけれども、そういう運輸省のお考えを自治省はどういう

○大石政府委員　たいへん失礼いたしました。いま鉄監局長の返事の最後のところは、ちょっと私聞き漏らしたわけですが、砂田委員の御質問との

おり、現実に、たとえば神戸市の場合に、第一期工事といふものを五年以内にやりたいという問題のときに、市外に出るのはそのあとだという場合に、最初から複合体といふものは私は関係の階の市となかなか相談はできないものだと思うのです。自分のところはすぐには来ないのでから。したがって、そういう場合、手をつけるということだが何としても大事だとすれば、市の独立の申請に応じなければならないではないかというふうに感じます。

○砂田委員 やはりそういう公営企業としての太
都市の地下鉄というものを、自治省も非常に重要な
視をしておられるわけであります。大臣の御発言
の真意をいま政務次官に大臣にかわって御答弁をいた
ただきましたけれども、政務次官、ひとつ運輸
省でももそういう考え方でこれからも取り組んでい
ただきたい。やはりそれぞれの都市といふもの
は、財政も苦しいことではありますけれども、市
電を撤去したことによって足を奪われていったそ
れぞれの都市の市民の足を確保する。市民の要望
に沿っていく、こたえていく。これは各都市とも
重大な責任のあることでありますから、十分そ
の辺を御理解の上で、これから地下鉄の問題とし
て運輸省も取り組んでいただきたいということを御
要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○小澤(太)委員長代理 斎藤実君。

○斎藤(実)委員 当委員会に運輸政務次官がお出
ましになりましたので、若干この地下鉄に関する
たしまして基本的な問題をお尋ねいたしたいと左
じます。

先ほどから砂田委員も御指摘のように、大都市
において非常に交通混亂が起きております。した
がつて、都心部交通の麻痺状態はきわめて憂慮いた
します。

べき様相を呈しているわけです。ことに朝夕ラッシュ時ににおいては停滞寸前におらいいっているという状況です。ですから、大衆の輸送機関の輸送能力の低下は、一面から考えますと、国家的損失と言つても過言ではない。したがいまして、こういった現状を開拓するためには、やはり大衆の輸送機関である地下鉄が非常に重要な立場になつてまいります。私は、今後地下鉄問題について運輸省としてどう考えておられるのか、基本的な問題についてお考えを承りたい。

輸送に当たっては地下鉄の經營を市営とか都営とかで運営に當たるべきではない、複合形式で建設及び經營に當たるべきであり、今後は市営で申請があつても原則として許可しない。こういうふうに述べておられますけれども、私はこれに関連しまして若干お尋ねをしたい。

地下鉄の事業区域が二つ以上の地方公共団体の行政区域にまたがる場合のみに複合形式が求められるのか、そういうことに關係なく、今後の地下鉄の延長申請については、すべて複合形式が求められるのか、この辺どうですか。

○斎藤(実)委員 たとえば、いま札幌市で地下鉄工事をやつております。これは事業主体は札幌市でやつております。そして札幌市内でいま建設工事をやつておるわけであります。現在南北工事をやつておりますけれども、将来は同じ地域内で東西にも延長したい、こういう計画もある。この場合は、いまの複合形式ということは当たらぬといふ答弁ですな。そういうふうにとつてよろしく、うござりますか。

○山村政府委員 先生おっしゃいました、現在す

まず、今後のいわゆる都市対策といったしまして、都市人口の増加に対応して通勤圏を拡大する、そして住宅可能な地域を広げていく、これを行なわなければならぬ。そしてこのために地下鉄を大いに郊外へ伸延していく、また広域的な輸送需要、広域的な都市形態に対応できる路線形態としていかなければならぬのじやないかといふぐあいに考えます。また、経営主体も当然、行政区域を越えた広域行政区域、いままでの行政区画のみならず、もとと広い意味での行政区域といふのを考え、そして地下鉄体系に対応できるものでなければならぬといふぐあいに考えるものでございますが、現在の地下鉄の経営主体であります都市で、単独でこのような要望にこたえるということはなかなか困難ではないか、こういうぐあいに考えます。そしてこのような事態に対応するため、広域交通の見地から地下鉄の整備を行なう。そのような地下鉄整備を行なうための経営主体として、いわゆる複合形式が適当であるといふぐあいに考へるものでござります。

今後は、原則といったしまして、市のみによる地下鉄は認めないこととしてはどうかという点につきまして、各界に検討を願うということをございます。

○山村政府委員 先生がいまおっしゃいましたのは、大臣の答弁の一部でございまして、「特別の事情があれば別でございますが、原則として許可しない。」ここで切つてありますので、何か絶対許可しない」というようなことにちょっと聞こえるわけでございますが、しかし、あと部分を速記録をお読みいただきますとわかりますが、「御検討願つておいて、そして私の考え方が誤りであるならば、もちろんこれは訂正いたします。」ということではござりますので、許可しないということではございません。

また先生のおっしゃいましたこまかい部分につきましては、局長のほうから答弁いたします。

○町田政府委員 先ほど砂田先生との御質疑にお答えいたしましたけれども、全く市なり府なりという一つの行政区域の中だけのものであるならば、何もあえて複合体をつくる必要はないといふように考えます。ただ、繰り返しになりますけれども、今後の都市交通といふものは、大都市をを中心の話だらうと思ひますけれども、都市交通といふものは必ず外延的に伸びていく。そういうふになつた場合には、地下鉄といふ輸送形式も必ず外延的に伸びていくよう建設していくべきものではないか。こういう一つの考え方をもとにいたしまして、そういうような場合には、当然のことながら、複合形式の経営主体といふものが望ましいんだ、こういう趣旨で発言されているといふに、御理解いただいていいんじやないかと申

でに免許を受けておるもの、工事をやつておるもの、これに対して新たな経営主体を行なうなどということは、これは将来においてはまた別の問題が生じることかもしませんが、現在のところ、これはむずかしいのじゃないかというぐあいに考えます。現時点において、実際にそのような、別のふのをつくるというようなことは困難である。こう私は考えます。

○斎藤(実)委員 その問題はわかりました。

それから、大臣の答弁にもあるいは政務次官の答弁にも複合形式ということが出でおりますけれども、複合形式ということは、具体的に出資方法だとかあるいは組織団体の性格等、何かお考えは固まつていらっしゃるのかどうか。

○町田(政府委員) まだ具体的にこういうものにすべきであるという、いわゆる複合形式の内容を固めたというわけではございません。ただ、考え方としては、いろいろあると思います。たといたしましては、いろいろあると思います。たとえば、地方自治法にいう一部事務組合のような形、これは企業団方式というふうに考えていいかと思います。あるいは公営企業法第四十二条にいう地方公営企業体ということも考えられます。それから現在の東京にございます営団と同じような、要するに、地方公共団体と国鉄というようなものの出資による一つの団体というもの、あるいは首都高速道路公団あるいは阪神高速道路公団のような国と地方公共団体との出資による公団方式。そのほか考えられますものとしては、民間の

で、こういう問題が起きましたので、われわれは関係各省とこの問題の検討に入らなければならぬ、こうおもふる、として、おつたえであります。

○井岡委員 感じでなくて、建設省のほうは、都
市交通というものは区域外でもよろしいのだとい
うことをもうすでにきめておるわけです。した
がって、これをきめたときに、自治省は、いわゆる
都市の構造の変化に伴つて、この企業体といふもの
のはどういうものであるべきかということの研究

○政治技術系圖
○當支那事業の成程當の方

「公営不動産の販売統計」
といふことに概括していえば、正確かどうかわから
りませんが、常識的にはそういうことになると思

局、地方団体の区域を越えて経営する方式をどう考えるかという問題であります。この点につきましては、現在でも、たとえば、地方自治法の中に規定された、区域外に施設を設けることを認めておりません。それはその設けられるほうの地方団体の議会での議決が必要だということになつておりますけれども、そういうことで承認が得られれば、当然に区域を越えて公営企業の経営範囲にすることがで

くる。これは現行法でもそういうことになつておるわけです。それからもう一つは、たとえば、地方団体がお互いの間で組合をつくりまして、いわゆる企業団、それでも広域的な経営というものは、可能でございます。さらに、企業体という形で、別個の主体によつて企業の特殊な経営の体制を確立するといひますか、企業自身の特殊性に基づいてその自主的な経営をやつしていくために、思いつつ、別個の経営主体をつくつていくということでも一つ考えられるのではないか、こういうのが公営企業法の四十二条に示しておる問題だと思ひます。したがつて、現行制度の上で、いわゆる広域的な経営方式というのは、全然ないということ

では実はございませんで、あるわけあります。さらにその上に含めて、こういう企業体といふものはどういうふうに編成していくかという問題は、これはかねてからありますけれども、この公営企業法の中にもその問題を指摘しておる、こういう形だというふうに御了解を願いたいと思うのであります。

うと思うのです。たとえば、私は大阪ですから、よその都市のことを言つて間違いを起こしかやいけませんから、言いますが、山村次官も御存じのとおり、去年泉北のニュータウンをこしらえた。あの輸送はだれがやるのですか。三十万の都市をこしらえて、だれがその人間の輸送をするのですか。都市計画というものは、そういうものではありません、こう言って指摘したはずです。ここ

に塩川さんおいでになりますが、その当時、塩川さんの都市のほうからも、これにつないでもらいたいという意見が出ている。だから、国が二五%、地方公共団体が二五%、その二十五%は、当該地方公共団体とは書いてないわけです。それをどう配分するかということ。それは大都市圏においての交通というものを考えたから、いわゆる公共団体として考えられたのだらうと思いますが、間違いありませんか。

○町田政府委員 ただいまのお話は、地下鉄に対する補助のことだらうと思いますが、大体、先生御指摘のようなことだと理解しております。

○井岡委員 そうすると、私は、複合方式でなく——将来そういうものがあつてもいいですよいのですが、当面、やはり神戸から申請が出て、もうすでに答申が出てるわけです。神戸のほうも、それはゆつたりしてますよ。まだこれに工事認可の申請を出してないというのもゆつたりしています。私は、神戸の局長に笑つておいたのです。ことしの予算で二千八億もの予算を計上しながら、まだ工事認可の申請をしておらぬ。こういうこと自体もゆつたりはしておりますけれど

も、神戸の場合などは、当該の市から市の中へこれを通せようとしておるので。そういう場合、これを市だけではやさない、こういうよう言ふのですから、市会では大混亂が起つておるわけです。これは、ここに砂田先生がおいでになりますから、もうあまり言わぬことにしますけれども、ちゃんと法律で、それらのことを予想してつくつとおきながら、あるいはそのためにこそ援助の方策を考えながら、あのような御答弁を

なさるということは、これは将来はどうであろうとも、当面直ちにあの問題を取り上げられることは、やはり非常に迷惑をすると思うのです。したがつて、この際、私は、取り消しを願つておいたほうがいい、将来のことは考えるけれども、当面は直ちにやるというのじゃない、このことを明らかにしておいたほうがいいと思うのです。政務次官、どうですか。

○山村政府委員　今回の大臣の発言というのは、いわゆる地下鉄というものにつきましての将来と、いうものを考えて、いわゆる将来の通勤圏の拡大とともに伴う広域的な交通網の整備、これをするために、現在の都や市、これが単独で建設を行なうよりは、複合形式の経営主体によるほうが適当であると考えられるので、この考えについて各界において御検討を願おうということをございますので、ひとつその点御了解いただければしあわせで

○井岡委員 私は十分了解しますよ。了解はしま
すけれども、そのためにこそ、今度は援助方法を考
えたり、あるいは建設省は、そのことを予想をして、
区域外に延ばしてもよろしい、こういうことにな
っていいわけです。そうして自治省のはう
は、四十二条で企業体というものをつくりてや
なさい、こう言つておる。だから、これらの問題を
を考えながら、いまの複合方式というものを御検
討なさるほうが私は近道だ、こう言うのです。そ
うでないと、建設省の言つていることと大きなな
差を生じてくるわけです。同時に、いま私たちが
考えている、たとえば大阪なら大阪の場合を考

いは高槻のほうに延ばしていく、ある
いこれを輸送することはできない。三十万の大都
市をこしらえてくれるけれども、だれも輸送する
ものがない。こういうことを考えてみると、私
は、単に複合方式といふことにこだわるのでなく
て、いままでやってまいつたけれども、これから
はもっと積極的にやらそう、こういうことで補助
を始めたわけですから、そのことに重点を置くべ

○山村政府委員 きではないのか、こう言つてゐるわけです。
先生のおつしやるのは、ごもつともでござりますし、また先生のおつしやられる
ように、現在の——先ほどケース・バイ・ケース
ということを申しましたが、先生のおつしやいま
した現実の解決をどうするかということも、もちらんやつてしまりますが、それと将来の地下鉄と
いうことで、広く各界でいわゆる複合方式といふ

○井岡委員 そのケース・バイ・ケースといふことは、これは、どこでも問題になつてくるのでは、いわゆる大都市は全部問題になつてくるわけです。いま神戸の問題が問題になつておられます、が、この次は京都の問題になるでしょう。また、ここで複合方式の問題が出てきて、混乱が起ころるわけです。ですから、当面路面を撤去して、大衆輸

送をやつておった路面電車が走れなくなつた。機能を喪失した、したがつて地下鉄の建設に切りかえら、これは自治省の方針なんですね。再建方式というのは、自動車の収入でやりなさい、こういうことだけれども、自動車それ自体が走れなくなる、地下鉄をこしらえるよりしかたがないのです。そうすると、どうしても金がかかる。そこで、みなで金を出してやろうじゃないか、こううことになつた。これは京都も起りますよ。京都は四十六、七年から先に起こるでしよう。だから、当面は、都市の問題については、もうその都市だけにやらさないのだということではなくて、いわゆる多様化した都市の構造によつて延びてい

く場合、その場合にのみこれらの問題を検討すべきであつて、いま直ちに複合をやらせるのだ、こうきめつけることは、私はケース・バイ・ケースではないと思うのです。

○町田政府委員 大体先生のおっしゃっていることと運輸大臣の言われていることは、そう聞きがないと思つております。要するに、先ほどから繰り返しておりますように、最近の大都市の交通というものは、一つの行政区画と申しますか、市なり都なりというものの範囲を越えた交通になつて、また現実になりつつある。したがつて、そしう広域な範囲に敷設されるような地下鉄といふものを經營する經營主体も、やはりその広域な施設に適応したような經營主体が適切ではないか、こういう趣旨であろうと存じます。したがいまして、先ほど先生からいろいろと御指摘がございましたが、都市計画法も確かにそういうことを予想して、鉄道というものは広域に敷かれていいのだ、そういう計画をしてもいいのだ、こういうふうになつておりますし、それから、その經營主体として、先ほど自治省から御説明のございましたように、一つの公共団体が、その施設を設置する他の公共団体に協議をしてやつていくという方法もございましょうし、あるいは一部事務組合といふ形もございましょうし、いろいろな組合もございましょうけれども、いずれにしても、広域な交通機関を運営するにふさわしいような、いわば複合体というような經營主体が望ましいのだ、こういうふうな趣旨でございまして、そういう意味におきましては、現在はそういうことはないのだということではなくて、現在すでにそういう事態に立ち至つてあるところも非常に多いし、また近い将来にそういうことになると思われるところも非常にあるであろう。したがつて、そういうものをお想したような經營主体にしておくべきではないかという趣旨であるうと存じます。そういう面で御検討いただきたいというふうに運輸大臣は申しているのだと、うふうに考えていただきたい。

○井岡委員 私は正直に言いますよ。それは川崎と横浜、こういう場合は複合体でいい。複合体と

いうか、これがお互いの合弁の何をつくるとい

うなこと、こういふことは私もあり得てもいい

と思うのです。しかし、神戸なり京都という場合

はまだそこまで行つておらない。特に神戸の場合

は、神戸の市域内、私は神戸の線はどこが出てお

るか知りませんけれども、答申は見ておりません

と思つた

けれども、特に須磨、垂水方面から来る——あの

団地、ものすごい団地なんですね。早くこしらえ

ようなことです。そうしないと、どうにもなら

ないと思うのです。ですから、これらの問題が来

た場合は、都市だけでは許さないのだというこ

とではなくて、大臣が言つているように、将来のこ

とを考えてこういうことを検討してくれ、こうい

うことでござりますから、私は、そちらのほうに

重点を置いて、神戸の場合は早くやってやる、こ

ういうことにしないと、ほんとうに困ると思うの

です。垂水のあの団地は何はあるのですか。三

十万からの団地を持って、運ぶものがない。地下

鉄以外に運ぶものはないのですよ。だから市で早

くやれ。申請が出ていないのではなくて、申請が出

てなければ、鉄監のほうは督促をするというくら

いにしてやつていいと思うのです。そういうふう

に思いませんか。

○町田政府委員 先ほども申しました審議会の答

申もござりますので、その答申の線に沿いまし

て、申請が出来ましたら検討いたしたい、こう思

ます。

○井岡委員まあ一日も早くというのではなく

て、私は出たら直ちに何をしてやつていただきた

い、こう思うのです。

○大石政府委員 法律の五条の一の精神に従つて、すみやかに処理するようになつたらしいと思

ります。

○井岡委員そこで、建設省に言つておきます

が、建設省のほうはせつかくあのように出してい

るわけですから、私はいま六十年代のことをここ

で論議をするのではなくて、四十年代、五十年代

の間は少なくとも早くこの計画を実施するよう

に、建設省のほうからも、ここに一つの団地をつ

くる場合は直ちに鉄道はこういうようにしなさい

ということを、やはり輸送計画として立ててもら

いたい、こういうように思うのですが、ひとつこ

の点だけ……。

○大富説明員 都市高速鉄道、お述べになりましたとおり、市において最も重要な根幹施設でござります。関係各局とも十分相談いたしまして、善処いたしたいと存じます。

○井岡委員 最後に、私は災害のところへ大阪の

爆発のことはどうしてもお前出でこい、こういう

ことでござりますので、行かなければなりません

から、このことだけを一つ委員長にお願いをいた

しておきます。

神戸の問題は、そのように議会の議決を経て、

予算も取つて、そういうことでござりますか

ら、大臣は当面直ちにやる、こう言つていいわ

けですから、委員長のほうから、すみやかに行政

府のほうを督促してやらしてやつていただくこと

をお願いして、私の質問を終わります。

○小澤(太)委員長代理 承知しました。

○大石政府委員 この年度間調整といふことは、きわめて大きな問題でありますので、過去の何回かの調査によりましてもそれが実現していないといふ日、来年度予算までに、事務の配分と関連いたしまして、税源の配分といふことは容易ではないといたがたい、かのように考えておりますので、地方

等とあわせて政務次官から御所見を承りたいと思

います。

○大石政府委員 この年度間調整といふことにつ

いての考え方には、多少大蔵省と自治省の間に私はま

だ差があると思うのです。したがつて、年度

間調整といふ問題を、その思想を統一した上で、

しておせつかいしたらどうですか。

○山本(弥)委員 地方交付税の特例措置につきま

しては、いままで相当論議もいたしております

し、私ももう詳しくお尋ねいたさないつもりでお

りますが、先般大蔵大臣に来ていただきまして、

特例措置につきましては、四十六年度までに解決

をつけていただくということの要望も申し上げた

わけであります、年度間調整の問題をどう調整

するか知りませんけれども、答申は見ておりません

と思うのです。しかし、神戸なり京都という場合

はまだそこまで行つておらない。特に神戸の場合

は、神戸の市域内、私は神戸の線はどこが出てお

るか知りませんけれども、答申は見ておりません

と思うのです。しかし、神戸なり京都という場合

その制度をどういうふうにするかということが、どもの目の前にあるわけで、事務当局で折衝を昨年度もやつてきたのですけれども、その開きが非常にありますので、実は、最終結論に至らないまま、ああいうことになつたわけであります。しかし、私どもは実は、いまの交付税の伸び率というものがいつでもきまつているのかといふと、これから将来にわたつては不安定のところもありますし、そういう意味では、非常に激減したりあるいは急増したりすることでは、地方団体の財政という問題も必ずしも安定性が期せられないような問題等もありますので、そういう意味の年度間調整という問題を、私どもは地方自治体の立場においても考える必要はあるうかといふうな立場で、年度間調整の問題を取り上げるといふますが、そういうふうに考えていただきたい。そういう中で、大蔵省との間に何かの話し合いができるかどうかといふことだらうと思うのであります。何回もそういうことの御指摘を受けておるわけであります。私どもも、そういう気持ちで大蔵省との間に今後も検討を続けていきたい、こう思つております。

○山本(弥)委員　ただいま政務次官の御所見を承りましたけれども、今後の折衝におきましても、年度間の調整も国の財政のベースということではなくして、今後複雑多岐にわたつてまいります地方自治体それ自体の長期の計画を遂行いたします上での財源の確保という意味におきましての年度間調整につきましての話し合いがきまりますよう、どうぞ今後も強く御折衝を願いますことを要望いたしておきます。

次に、この点はいろいろ問題になつておる点でありますのが、今日の財政計画が、国の補助金なりあるいは起債あるいは交付税というふうに、一つのワク組みによりましてきまつてしまふるわけでありますが、現実には、単独事業等も相当伸びを見えておるわけでありますけれども、末端の市町村に

おきましては、ことに財政計画では単独事業を相当遂行できる態勢になつておるわけであります。が、すでに問題になつております超過負担の関係などか、あるいは補助事業をこなすという意味におきましての単独事業が圧迫されるというのと現実の状態ではなかろうか。こういう点につきましての今後の配慮といいますか、さらには、そういうワク組みの中で補助金と交付税というのが性格があいまいになつてきておる。この点は、いまの府県にいたしましても市町村にいたしましても、いろいろ激変をして流動化が激しくなつておるときに、ある程度それらに対処する交付税の配分ということとも当然考えなければならぬというふうに私ども考えますけれども、交付税が補助金の裏打ち財源として、全くこれと一体となるような操作になりますと、一般財源であるかあるいは特定財源であるかとの区別もなくなつてしまふるわけでありますし、また流動化に対応するといふことになりますと、ややもすれば交付税の性格が特定財源のほうに操作によりましては、移つていくという懸念も出でてまいるわけであります。というふうに私ども考えるわけであります。

の均衡化ということは、これは並行していかなければならぬにいたしましても、それらの起債の他の運用の関連を十分今後再検討してみる必要があるのではないか、私はかように考へるわけがあります。それらがはつきりしておりませんと、大蔵省の折衝におきましても、たとえば、国・民・康・保・険の負担金を府県の交付税でまかなうことによる助成率を低めたらどうかとか、あるいは国の額府県で持つべきではないかといふうな議論が、補助金と交付税との関連において折衝の過程に出てくるというようなことも、それぞれの持つ役割りといふものを自治省自身もはつきりつけていただきたい、かように私は考へるわけであります。ですが、その辺今後それらの問題についてどうやが討されるのか。あるいはいままでどおりの積み上げ方式で、できるだけ公平に分配するということに配慮をなさるのか、その辺の将来の見通し等につきまして、お伺いたしたいと思います。

私がお伺いたしますのは、今後府県よりも市町村の事務の内容は非常に複雑になつてくると田中委員のあります、それを一々ワクの中にはねるというようなやり方になりますと、地域住民の要望をできるだけ末端行政に吸い上げるというふうに意欲を失う、また市民それ自身もそれにして熱意を失いてくる、いわゆる地方自治が守られなくなる、住民意識がだんだん薄れていく、このことが国政においても同じような結果を招くに至る懸念があるということ、もう一つは、末端行政を運営する市町村長あるいは府県知事も同様のことがあります、國の補助金を確保するということを全力をあげて努力して、成果をあげますれば、それが裏財源としての交付税の配分も必ず約束されるということと、その自治体としての必要な仕事があるのではないか。現にそういう弊害も出てまいつてこより以上に陳情によりまして補助金の確保に奔するというふうな態勢がだんだん出てまいります。それらとあわせて政務次官、

○大石政府委員 財政局長さんの御所見を承りたいと思います。
私は確かに御指摘のような点はあると思っておるわけあります。交付税制度の要素が入ってきてると思うのです。今日では三二%というその比率を現象的にはくずさないということに、きゅうきゅうとしていると言つてはおかしいのですが、そういうことから生まれる交付税制度の見方というものも実は多少でききていくんじゃないのか。しかし、それではなかなかこれから地方団体の要望に沿い得ないという点、私は確かにあらうと思うわけです。ただ、そういうふうに考えますと、いわゆる公共事業といふものとそれから地方の単独事業というものが、簡単に言えば、しなければならないものであります。その単独事業をどういうふうに見るかということに、実は何らかのルールと長期計画を設定していくべきだ。これだけの財政需要があるといふうに、将来の展望の上に立ったもので、いわゆる財政計画というものができるわけだらうと思うのです。

それだけ入ってくるという時点というのは、一つは交付税のいまの問題にも実は関係がある。そういう時点を目の前に控えて、私どもは一体七〇年代の内政にどう対処していくかということを検討しなければならないだろうというふうに感じています。

○山本(弥)委員 ただいまの御答弁でよくわかりました。今後、交付税を公平に、各自治体の実情に即応して基準財政需要をどう考えていくかということにつきまして、財政局長さんは、今後の事務的な処理をどういうふうにお考えになつておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○長野政府委員 政務次官がお答えになりました基本的な考え方方は、私ども全く同感でございますが、ただ、現在の状況といいますか、社会経済の変貌といいますか、そういう意味で、地域社会も非常に激変のまつただ中にあるような状況でございまして、そういう中で地方団体として処理をしなければならないような新しい問題が次から次へと起つてくるわけでございます。そういう意味で、地方財政の問題を考えます場合に、そういう流動してやまない社会における当面の財政需要にもこたえていかなければならぬということが一つ出てくるわけでございます。そこで、先ほど御指摘ございました、交付税が補助金かといわれるような、一つの御指摘も受けけるような形の対応策、補正等を通しての対応策というのも、当面の措置としてはある程度やむを得ないことでございまして、そういう意味では、当面のいろいろな問題にまかないをつけながら将来を展望していくという二つの課題を、これから解決していくという努力を続けていかなければならぬと思うのでござります。

その点では、結局、これから将来を見渡しますと、何と申しましても、都市化の時代であります。そういう意味で、都市の機能、都市の役割というもののなかで、われわれがわが国の地域社会の都市化といふものをどういうものとして受けとめていくかということを、一つ大きな目標として

掲げていく、そしてその目標の像は私見も大いにまじるわけでございますけれども、ある程度十年先、二十年先のそういう都市像というものを設定して、これに近づくために、これを実現するためにどれだけの措置を考えていくべきか。これは国としての計画もございましょうが、地方団体として、いわゆる単独事業と申しますが、それぞれ個々の地方団体におきましても、そういう一つの構想を打ち立てて、その目標実現のために努力をする。こうすることによって、議会のみならず、住民をひつくるめてその目標実現に努力するという意思が結集をしていく。そのためにはどれだけの費用が必要だ、どれだけの膨大な資金が必要になってくるか、これはあらかじめ出てくるわけだらうと思います。自治省としても計算をしました場合でも、たとえば、七〇年代の十年の間に、せめて市町村道なら市町村道についてはこれだけのものは改良しておくべきではないか、このくらいは舗装したいではないか、あるいは下水道施設にしましても、少なくともこの十年後におきましては、いわゆる特別清掃地区と申しますが、そういう必要な地区におきますところの衛生処理というものは、ほとんど完了に近いところへ持つていけないかということだけ取り上げまして考えましても、膨大な資金を必要といたします。そういうことがあります、それにわかわらず、そういう目標を持つてそれに対応していくために、この財政措置をセッ特し、そしてそれに対する交付税の役割りというものを考える、各行政費目に均衡のとれた配分が行なわれていくということにだんだんブレークダウンをしてしまって考えていく。そうなれば、今までのものをもう一回洗い直すということになるかもしませんけれども、やはりそういうことを一面考えながら、これから作業を進めていかなければならぬだらうと思っております。

○山本(弥)委員 地方税法の改正法案の際も御質問をしたわけがありますが、交付税のたてまえからいいますと、今日大都市が交付団体になつておることは最もふしきなことではないわけでありますけれども、大都市の将来の行政需要の関係からいいますと、交付税の対象になつておることと自体——本来その地域における税収、ことに法人課税から上がる税収というものは相当なものだ。今後企業あるいは管理機能が活発になればなるほど税収は上がつてまいるのじやないか。それが現実に大都市に落ちる法人課税、たとえば、東京は別の性格を持つておりますが、大阪市を見ますと、法人課税の一・一%しか大阪市の税収にならないというのは、私は、いかにも大都市が新しい複雑な需要に対応し得ないという実態を明らかにしておるのではないか、かように考えるわけあります。しかも、今日の経済の発展の状況から見ますと、法人の担税力といふのは、社会資本のおくれからいいますと、しかも、その設備投資の旺盛な意欲等から考えますと、まだまだ担税力があるのではないか。このことは、十分内容を見ておりませんけれども、新経済社会発展計画等におきましても、所得税あるいは住民税の負担の軽減ということをうたつておりますと同時に、法人税の負担水準の適正化をはかるということが必要ではないかということ等もいわれておるわけであります。そういうことから考えますと、交付税の確保ということが必要ではないか。その意味にございまして、一応長期税制というものが、答申にいたしまえから、交付団体であるということは当然であるにいたしましたが、ある程度まで自主財源をもつたものが四十五年度において所得税をはじめましたとして一段落を見ておるわけでありまして、大蔵省等におきまして、将来の税制をどうするかという問題について根本的な改正が行なわれるかどうか、あるいは根本的な改正を踏まえて、大蔵省等におきまして、将来の税制をどうするかというふうな重要な時期にあると私は思はぬのです。その際に、あわせてそいつた大都市

財源、これらは当然自治省として考えておかなければならぬのじやないか。いわば大都市のみならず、財政局長からお話をありました、都市化の傾向に伴う行政需要に対応する税源を法人課税に求めるがあるいは付加価値税に求めるかということでも、今後の検討事項であろうかと私は思うのですが、何に求めるかということによりまして、地方税の根本的な改正は行なわれないまでも、私は、やはり国税、地方税との配分の関係からいっても、真剣に討議をしておかなければならぬ、これに備えなければならない。特にいまの大都市の法人課税の問題につきましては、準備をして大蔵省との折衝に当たるという態勢が必要ではないかと思うのであります。その辺のことにつきまして、重ねて、すでにこれは御答弁をいただいておる問題ではありますけれども、私、いろいろな角度から、そういう動きが活発になってくると思いますので、いざれ経済社会発展計画の内容等も私どもは吟味しなければならぬと思っておるわけでありまして、それらとも関連いたしまして、地方税制、ことに大都市税源、しかも、法人課税といふ問題その国、市町村、府県との分配関係は、重要な課題になつてくるのではないか、かようにも思いますが、これにどう準備を進め、対処されるか、政務次官から御方針を承りたいと思います。

画の問題がいまとあるわけであります。この場合に、道路財源をこれからどうするかということが議題になるわけであります。そのときの問題として、目的財源という形にするか、いろいろその手段方法論をこれから検討せざるを得ないところに入ると思うのですが、そのときに、いわゆる地方公共団体の道路財源、しかも、それを市町村といふ形でどういうふうに確保するかということが、実は非常に重大なところに入ってくるのぢやないか。その一つの解決がかなりできれば——いま市町村が道路の整備に使つている金といふものはかなり多いわけです。指定市以外に市町村というのには、この間つくりました自動車取得税以外にないわけである。あれが四百何億でしたか、あれしかないと、いうことを考えまして、私どもは、指定市のみならず、一般都市といふものを含めて、この十兆円の整備計画に応じて市町村の道路財源をどういうふうにつくるのかというのが、いま目の前の大問題である。これを解決することはかなり大きな要素であろうというふうに考えて、これに対処をいたしたい、こう考へておられるわけであります。

○山本(弥)委員 それでは、交付税法の内容のこまかい問題につきまして二、三お尋ねいたしたいと思います。

第一に、土地開発基金であります。四十四年度の補正予算におきまして、交付税が積増になりましたことに関連いたしまして、府県のほうには増額になりましたので、今度の改正におきましては、市町村に対しまして交付団体を含めまして六百億円といふ土地開発基金が配分になるというところでございますが、だいぶ内容が拡大されるようになりますが、どういうふうにありますか。拡大されるのか、その内容をお聞かせ願います。

○長野政府委員 お話をございましたように、市町村につきましては、四十四年度に、いわばことし措置すべきものを繰り上げて措置をしたというか、こうになっておりますので、四十五年度は市町村分について六百億円考へておるわけでござります

が、この点につきましては、今年度は四百三の市町村、特にそれはいわゆる都市圏の範囲に入つておるところの市町村を対象としたわけでございまして、市はすべて算入をさせていただきたいというふうに考えておりまして、四百三の市町村が、来年度はそういうことでございまして、市はすべて算入をし立てるますが、おむね一千二百市町村くらいに拡大をいたしたい、こう考へております。

○山本(弥)委員 昨年、土地開発基金が設けられまして、いろいろ通達によりまして御指示されたようですが、府県は四十六、それから市町村はただいまお話しの四百三、これの設置状況及び先行取得額といいますか、面積とそれから金額、それらをお聞かせ願いたい。

○長野政府委員 県及び市町村の土地開発基金の設置状況でござりますが、これは県分につきましては本年二月現在で、県では六十七億円、市町村では百二十一億円、それから特別会計に貸し付けて運用しておりますものは、県では四十二億円、市町村では五十六億円、それからいまの公社等に貸し付けて運用をしておりますが、県で十二億円、市町村で二十四億円、見返り融資を受けるための金融機関への預託は、県で十三億円、市町村で十七億円、それから市町村ではその他といふので十四億円となつております。

○山本(弥)委員 昨年、土地開発基金設置に関連いたしまして御質問いたしましたところ、細郷財政局長は、これは四十二年度の実績といふお話をあつたと思うのであります。地方公共団体で金額にいたしまして約千億、三千七百七十ヘクタール見当の用地の先行取得を実施しておる、こういうふうな答弁がなされたと思うのであります。新たに財源を付与いたしまして土地開発基金を設定して、ただいまの話ですと、先行投資した金額とはつはどういうことになつておりますか。

○長野政府委員 毎年地方団体が公共用地としておりまして、総額は三百三十六億円になつておりますが、さらに年度中に四十七億円、五十団体が積み立てる見込みであります。総額は三百九十六団体で三百八十二億円、こういうことに相なっております。

それで町村分につきましては、本年の二月末現在で、四百三団体のうちで三百四十六団体が設置しておりますが、さるに年度中に四十七億円、五十団体が積み立てる見込みであります。総額は三百九十六団体で三百八十二億円、こういうことに相なっております。

基金の運用状況でございますけれども、これはいまお話をございましたが、どれだけの土地を面積として持つておるかという点は、実は手元に資料して運用しておりますもの、それから開発公社等に貸し付けて運用しておりますもの、それから県の、それから見返りの融資を受けるために、金融機関に預託をしておるもの等があるわけでござります。同じような形で市町村も大体運用をいたしております。

用地購入を直接行なつておりますものは、本年の二月現在で、県では六十七億円、市町村では百二十一億円、それから特別会計に貸し付けて運用しておりますものは、県では四十二億円、市町村では五十六億円、それからいまの公社等に貸し付けて運用をしておりますが、県で十二億円、市町村で二十四億円、見返り融資を受けるための金融機関への預託は、県で十三億円、市町村で十七億円、それから市町村ではその他といふので十四億円となつております。

○山本(弥)委員 昨年、土地開発基金設置に關連いたしまして御質問いたしましたところ、細郷財政局長は、これは四十二年度の実績といふお話をあつたと思うのであります。地方公共団体で金額にいたしまして約千億、三千七百七十ヘクタール見当の用地の先行取得を実施しておる、こういうふうな答弁がなされたと思うのであります。新たに財源を付与いたしまして土地開発基金を設定して、ただいまの話ですと、先行投資した金額とはつはどういうことになつておりますか。

○長野政府委員 おおむねそういうかっこうだと私は思つております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、この前の答弁が誤りなれば、四十三年、四十四年といふのは、土地購入といふですか、先行取得といふ意味ではなくて、当該年度に必要な公共用地の取得ということが倍増しておるというような数字になつておりますね。それと同時に、いまお聞きいたしますと、現実に府県、市町村を通じまして活用したというか、現実に作用した金額といふのは非常に少ないようですね。もう一度はつきり、府県ではどのくらいの金を使い、市町村ではどのくらいの金を使ったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○長野政府委員 残りと申しますと、運用しました残り金が、本年二月現在では、府県の場合に七十六億円、こうなっております。七十六億円でございますから、一府県平均いたしますと、一億少々のものが

残る。それから市町村の場合で、運用残高が百六億円ございますから、これは四百市町村でござりますので、二千五百万円程度でございます。
○山本(弥)委員 二百五十億に比べて百六億残っているとなると、相当残っていることになりはしませんか。

○長野政府委員 残つてゐるといえは残つておりますが、これは二月というときでござりますから、どうう状況でこういう形になつておるかと、いうこと、これは個々の団体についてもう少し検討してみないといけないと思ひますけれども、こ

のときは確かにこういうかつこうで残つておるということです。

それがから、四百三の青田林のうち、約五十五番目で、
体が実施をしていないわけですね。その理由をお聞かせ願いたいと思います。

栃木県におきましては、土地開発基金という基
金は設けておりませんが、別個に公共用地の取得
の特別会計をつくつておりまして、そちらのほう
におきまして、必要とする公共用地の先行取得を

はかつておる状況でございます。
それからなお、市町村につきましては、交付税の算入対象団体の中には基金を設置していないところもございます。ただ、先ほど先生もお話しございましたように、私どもひもつきの指導をしておりませんので、こういう結果になっておるという次第でございます。

○山本(弥)委員 それから、特に府県なり市町村なりで、その必要性のもとに交付を受けた金額よりは上には基金造成をやつていないのですか。

○長野政府委員 たとえば四十四年度で考えましても、市町村におきましても、需要の算入額は三百

七十七億円であります。三百九十六団体で三百八十二億円積み立てるという予定になつておりますから、必ずしもこの交付税の需要額には一致しております。むしろふえております。これは逆な話で、置かないところもあるわけでござりますから、置いているところだけで考えますと、必要

なところでは基金として桙種積み立ておるといふことになるかと思います。

○山本(弥)委員 今度の交付団体として、前年度より千二百市町村でありますので、約三倍近く市町村を対象にしておるわけであります。私は、傾

向としてはどの市町村といえどもそういう基金は必要である、こういうふうに考えております。こういうふうに普遍的な体制になっていく。ことに農地の休耕というような問題等に関連いたしまして、そういうときに公共団体が先行取得するということは、どういう団体においても必要なことであるわけでありまして、対象範囲を拡大したということは、これはある意味におきましては、そういう資金をとつてゐるところ日本

が、ちょっと当てはまるかどうかわかりませんんはれども、市町村としては、ある意味において、余裕のあるときにそういう基金を持つという、いわ

ば年度間調整とは意味が違うわけでありますけれども、そういう基金を、行政需要はありますけれども、特に交付税で配慮せられたものをいわゆる基金として持つておくということは、公共団体の

将来の財源措置からいっても、私はそういう見解をおぎましてはきわめて適切な措置であるといふように考へるわけであります。さらに、千二百町村でございますと、大体三分の一になるわけですが、将来これは拡大する御意思はありますか。

○長野政府委員 千二百町村でござりますから、三分の一くらいになるわけでございますが、こち

は結局交付税措置ということでござりますので、一つの制約もござりますし、また、あまり小さくしてしまっても、基金としての意味を失うところにも相なるわけでござります。また同時に、公共用地先行取得の必要度というようなものの強

いところということで考えてまいつておるわけですが、こざいますから、その意味では、それ以外の町村が必ずしも弱いとは申しませんけれども、これはまたほかに、先ほども申し上げましたように、県の公社に基金を入れたりしておるような場合もありますから、そういう町村は、また府県のそ

ういしょ基金を活用するとか、したくなかったり、大をさらによつて、大をさらに続けるか、あるいは厚みを増していくのか、これは需要との関係もござりますが、考えてまいりたい。

○山本(弥)委員 本年も附則で暫定措置になつておられますけれども、この制度をどのくらいお続くなるお考えでございましょうか。

○長野政府委員 この制度をどのくらいやるべきかという問題は、実はいろいろな見方があると申します。わが国の地方団体におきまして、特に都市を中心にして、県もそうでございますけれども、現在土地の取得ということ是非常にむづかしい問題でござります。中にはいろいろな意見を

のども伺いますが、公有地の少ないことが、わが国自治体行政を伸ばしていく、あるいは公共施設の整備に非常な隘路になつてゐるので、むしろ

の際、思い切って土地の公有という部分を拡大する、農地のいろいろな問題もあるから、そういうことで恒久化していく、西欧のようだ。もろとも公有地の部分を広げておくほうがいい、それが本当にいい。」

この程度では、先ほどのそういう大目標から離れて遠いことになりますし、現実の土地の先行き得に対応するということからしてもまだ不足でなかなか、できればもう少し続けてまいりたい、こう考えておりますが、どのところまで行

たらやめるのかやめないのかということになりまして、これはもう少し様子を見ながら、この基金の効果、それからほかとの関連、ほかの制度もいろいろござりますから、そういうものを見ながら、検討をいたして結論を出したいと思っております。

いふことの必要性につきましては、同感であります。今後ある程度まで公有地をふやしてまいりと
うに考えております。

なお、今後の農村地帯の変動というものは、相当きびしく、また拡大していくのではないか。そういうなりますと、過疎地域対策緊急措置法等におきましても、私どもどこまで将来の農村を食いとめ得る集落の再編成ということが可能であるかどうかというにつきましても、よほど腹を据えてからないと、再編成した集落がさらに危機になるというような事態を起こしかねないほど農村に対する影響力、それに関連する地方自治体の影響力

国 設 う よ う な 感 じ を 私 は 受 け る の で あ り ま す。そ う い う の は 大 き い、こ れ は 数 字 的 な も の に よ る わ け で は あ り ま せ ん け れ ど も、た だ 見 通 し が そ う い う よ う な 感 じ を 私 は 受 け る の で あ り ま す。

う
と
目
す
たしますと、そういうことに対応する意味におい
て、どうしてもある程度町村におきましても公有地を所有しておくということが、集落の再編成あるいは牧野の造成というような、新しい水田以外の農業生産地などは、うなぎ未こなきましてト

の農業の振興をいためなどとして、高利の借款をうけたるの
必要ではないだらうか。そのことが、昨年私どもが
が疑問を持ちました点も、土地開発基金というものが
のが市町村に普遍的な財源になり、大きく変動する
る市町村の将来の財政及び施策に関連してまいる
とと思ひます。ある程度続けていただきますといふ
ことと、それから公有地をふやすという努力、さらには
ことなど、今後は、必ずや問題となる事項が多
い事と見てよろしく、お手数ですが、お忙なところお詫び

にはでき得れば町村の範囲を拡大願って貰
にもならない貧弱団体といふものは、こういうう
とよりもあるいはその他の適切な施策をやること
が必要だらうと思いまして、ある程度の村等に対
しましても、こういう財源を分配するということ

によりまして、できるだけ交付税が一般財源的な性格を持つということに近づけるという努力をお願いしたい、かように考えてますので、その点を要望申し上げておきます。

次に、広域市町村圏についてお伺いしたいと思うのであります、まず予算措置あるいは交付税等について内容をお聞きしたいと思います。予算では圏域に対しまして一千万円、これを二ヵ年継続で交付する、こういうことに補助するということになっておりますが、これは補助基準といいますか、そういうものはどういうことでございましょうか。それから、時間もだいたちましたので、交付税で見ております一圏域三億円、というようなお考え、これらはどういうふうにお考えになつておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○長野政府委員 広域市町村圏の関係におきましては、補助金は、計画策定のために一圏域百五十万円、それから整備事業の関係におきまして、二年度にわたり交付されるということでございまして、一圏域に平均一年度分が一千万円ということであらうと思ひますが、そういう具体的な内容は、まだ明確にはいたしていないよう聞いております。

それから交付税措置でございますが、交付税につきましては、地方債も単独事業といたしまして広域市町村圏分として一応三十億円予定しておりますが、財政計画なり交付税の措置といたしましては、市町村道を、基幹道路の整備といふものを中心いたしまして約百六十五億円、一圏域当たり三億円を用意いたしております。なお、単独事業につきましては、広域市町村圏の関係の事業につきましては、ほかの事業債で該当させるのに適当なものがありますれば、これも加えてまいりたい。そこで起債といたしましても、大体一圏域平均今年度少なくとも二億程度のところには持つていいきたいというようなことを考えておりまして、

付税は確かにそのようになると思っております。

これはいわゆる広域計画が十分できておりますところについて考えていくわけでございますが、相当地域に相なつていけるのじやなかろうか、その点を要望申し上げておきます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、五十五圏域の事業内容その他計画が固まつてから、一千万円の補助金も、全額補助にするあるいは半額補助にするか、補助対象をどうするか、補助団体はその圏域内の一部の市町村になるのかあるいは交付税の配分も計画ができるから配分を考えるという

ことになるのですが、どういうことになるのですか。何もかもすべてさっぱり固まつていらないわけですね。

○長野政府委員 補助金のほうのことは、私直接

担当しておりませんので、ちょっと申し上げかねますけれども、これも結局費用の調整的な意味も含めて考えておると思います。そこで、組合でやつてありますところとか、あるいは協議会でやつておりますところとか、いろいろ連いますから、組合で実施しておりますものは組合に持つていけ

る、そうではないところは、一応は各市町村とい

ておりますところとか、いろいろ連いますから、

う計算を現行の制度においてはせざるを得ない、

そういうことになるのではなかろうかと思いま

す。

交付税措置といたしましても、その点では、協

議会という事実上の組織に対しといふわけにま

りませんので、これは関係の圏域の市町村とい

うもので措置していくことにならざるを得

ないと思っております。ただ、そういう場合に、

計画ができた上でなければだめなんだといふよ

うことでございませんし、少しずつ問題を進めていき

りますためには、やはりそろそろ具体的な計画が

一度きめたら、あともう動かせないといふもの

でございませんし、少しずつ問題を進めています

から、私どものほうもいいかげんに

輪郭をはつきりさせてもらいたい。もつともこれ

でございませんし、少しずつ問題を進めています

現実に把握するという意味におきましても、ある程度まで全国的な趨勢を握るという意味で調査に力を入れて、それを百五十万なら百五十万一気に出しておやりを頼うことが必要だということを申し上げておったわけがありますが、その辺の考え方ですね。ただ単に経済企画庁が新総計画で、いまの地方公共団体は、府県にいたしましても市町村にいたしましても、広域処理に対応しないのだ、何か新しい行政組織を考えなければいかぬということになりますと、建設省では地方生活圏という構想を打ち出す。その地方生活圏にいたしましたが、圈内にぼそっと入るような指定のしかたをしてみたり、大きいところは二つ三つに分けるようなやり方をしておりますが、道路の整備をどうするかということを圏域行政としてやるということは、府県行政なわけですね、圏域行政でやるなんという話はおかしな話で、それを全国幾つか指定する圏のモデルにすればいいのでありますし、したがいまして、圏域といふものはある程度まで入り乱れてくる。たとえば、いま地方制度調査会で問題になつております大都市をどうするかというような問題に出でまいるかと思ひますけれども、いわば後進県の中核都市と付近の町村との関係は、画一的に全国を三百幾つに分けてやればいいのだという問題だけではなくて、それぞれの地域が、施設を効率化するためには、どうすればいいあります。たとえばいろいろな態様が考えられると思うのです。盛岡の場合に、たとえば中央卸売市場を整備しようとする、もう都心には土地がない、隣接町村に市場を設置した。そこに県道を整備するという問題もありましょ、またその

国道と市場とを結ぶ村道を整備しなければならぬということになりますと、余分の財政需要が出てきたということになる。しかも、開設と同時にその道路は整備しなければならぬということになりますと、そこに交付税として行政需要を基準財政需要額に算入するということは意味が出てくると私は思うのであります。高等学校が市内から市外に出ていく場合もそうです。たんぽのまん中に学校をつくるだけではいけませんので、道路をどう整備するか。それに専念することによって住民の必要とする村道の整備がおくれるといふことは、村民にとっては耐えがたいわけであります。それを調整するために、行政需要のふえる分を交付税で考えていくというような考え方もあります。しかも、これを打ち出したときの細郷さんの説明は、過疎対策なんだ、過密対策としては、四十二年ですか、十年間の状況を調べてみたところが、単独事業として特別な交付税としての財源を約三千億考えなければならぬ、それを三ヵ年で解消するという意味で、四十四年からいわゆる人口急増地域の対策を交付税として見ていくのだ——おそらく今度もそういう措置がなされておると思うのでありますが、過疎地帯はどうも把握しにくい、そういうふうに人口急増地域に比べて現実にどういうふうな財源の裏打ちをすればいいかということが明瞭ではない、いすれ市町村圏という構想で調査をいたしますので、その結果を待つて過疎対策については本格的に取り組みたい、それまでは暫定的に過疎対策につきましてある程度までの交付税の配慮をする、こういうような答弁がなされたわけであります。昨年五十五圏、本年七十九圏でございますが、調査を始めるということになりますと、一応過疎対策としてもまずやり、それに対してもすぐ交付税で考えてやる、こうなりますと、全体の過疎対策としての全国的な把握からいいましても、最後の設定された圏の結果が出るのほどよい歩先のことではないか。それが五年後にならぬ

過疎対策の調査段階でもそういうふうにおくれるといふ結果になるのではないか、私はかように考えるわけであります。その辺の関連をどういふうにお考えになっておるか、承りたいと存じます。

と同時に、市町村圏を過疎対策として取り上げるという場合に、その辺のことを具体的にはどう考えるのか。今度の交付税は、市町村道路の整備をやるものとして、ある程度まで上積みとしての財源措置を一回平均三億した。これは平均三億ですから、おそらく圏域の広いところ、狭いところ、あるいは場合によってはおくれておるところ、ある程度まで整備されておるところ等判断なすつて、いろいろ交付税の数字を合わせて配分なさるんだと思うのでありますが、その辺二点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○長野政府委員　広域市町村圏につきまして、いろいろな見方ができるわけでございますが、広域市町村圏という考え方では、結局地域社会の癡達いたしました現状から考えまして、市町村の区域を越えまして住民の日常生活圏というものが広がりつつある実態に即して、都市を中心として都市、農村を一体とした圏域というものが形成されつつある。その実態に着目して、そしてその広域圏における施設整備というものの水準を上げると同時に、そういう規模の利益の効果というものが發揮できる。つまり個々に施設をするより、相当まとまった形で整備をして、質も上げるが規模も大きくしていく。それによって前後の地域が利益を受けることも可能になつてくる。またそういう体制を整えていくことが必要ではないかというこですが、その場合に、過疎地域につきましても、その圏域内に取り入れることによりまして、そしてその圏域の中心とも結ぶような幹線道路の整備等を行なうことを通じまして、過疎地域にもい

い影響を与える。和とものが、三年身した水政林におきましても、やはりその地方の中心になりまとこととの間の断絶といいますか、陸の孤島といわれておりますように、そういう関連が非常に薄いということが、過疎現象を起させる大きな原因の一つ——ほかにもいろいろな事情はございますけれども、あるよう思いますから、そういう意味で、市町村圏の中にうまく組み入れることができれば、これは過疎関係のいろいろな対策の一つとして重要な役割りを果たすことにもなるのではないかということをございます。これが過疎対策だということには必ずしもならない。これはやはり過疎対策についての一つのいい影響を与えるといたいことだと思ひます。そこで、広域市町村圏が全国に整備をされなければ、過疎問題はもう問題にならぬということではなくて、やはり過疎対策は過疎対策として別個に措置していくといふこともあり、また広域市町村圏というのは、そういう意味では、応急措置というより、むしろある意味の恒久体制的な考え方でござりますから、そういうものが両方合わさせていて過疎地域にもいい影響を及ぼしていくことができるのじやなかろうかと思うわけでございます。ですから、広域市町村圏という構想なり考え方は、地方制度調査会の答申にもありますけれども、これはやはりある面、何といいますか、総合施策でござりますから、総合施策の中心をなしますものはやはり地域の行政施設水準の向上であり、地域社会の発展に応じた、それにふさわしい機能の發揮ができるような施設を整備していく、あるいは産業基盤の整備をはかる、こうしたことであらうと思うのであります。それがいろいろな現象、問題に対しましていい影響を与えていく、その中でも特に過疎地域の問題についてはよりよき影響を与えるということに相なると思うのであります。これが過疎対策のすべてであるなどということにはならぬのじやなかろうか、私はこう考えております。

備に要する経費の配分の問題でございますが、これにつきましては、道路でございますから、道路

か、かよくな感じを持つておるわけで、それをお尋ねしたわけです。

〇山本(弥)委員 昨年、過疎地域は具体的にどういうふうにするかという質問に対し、細獨さん、広域市町村圏の調査によって設定をし、それを調査して過疎地帯の実態を把握することによって対策を講ずるのだという御答弁があつたものだから、それが現実にことしになつてみたところが、部分的に指定をし、すぐそれに対する財源の裏打ちをするというやり方なら、全国的な過疎対策の把握ということについては——それは過疎対策をはつておくわけにいかぬので、逐次おやりになることは私ども強く要望するわけですが、ほんとうの過疎対策をどうするかという把握については、あまりに調査期間が長過ぎるのじやないか、という感じがあつたので、お尋ねしたのであります。

今回の広域市町村圏におきましても、その中心都市が中心になつていることは明らかで、交付税の算定におきましても、ある程度まで中心都市を優遇する配慮をしてあると思うのです。そしてそれにに対する交付税の配分も濃くすることと、中心都市がよくなることによつて周辺もよくするといふ、いわば拠点都市の経済の波及効果を付近の町村にも及ぼすという考え方立てる。いわゆる新産都市の小型版みたいな考え方、そういうことは私はある程度まで必要ではなかろうかと考えるわけであります。が、中心都市をよくするとともに、その周辺への中心都市のある程度までの協力、あるいは周辺との関連を考えながらの配慮が必要だ。先ほど私が例に申し上げたように、隣接に卸売り市場を持つていてば、それを建てて行くわけでもございます。同時に、人口の要素も考慮していかなければなりません。と同時に、人口の要素も加味いたしまして、そういうものを考えていく

豊岡のアーチ橋が開通し、和田川町はまたたく間に大きく変化していくので——一応の計画はもはやおるのですが、実際は抽象的で、皆さんの期待するような計画ではないのです。道路の整備をいわれますけれども、付近の町村の中心地との交通幹線道路と、いうのは市町村道ではない。国道もしくは県道です。行きどまりというような山の中にある村の中地の場合は、それは別です。県道でない場合もあります。中心地からその村の集落との関連においての道路を整備しなければならぬ。いわばその中心都度ずつとつながっておることが必要なのに、それが国道もしくは県道でつながっているわけなんですね。中心地から村の集落との結びつきをどう整備していくかということが重要な町村の仕事である。それらがある程度まで交付税で見るということについては、指定を受ける受けないにかかわらず、そういう配慮はどこでも必要なんです。ただ、先行投資ではございませんけれども、指定を競争することによって財源を少しでも確保するといふう市町村の競争意識といいますか——みずからこの村をつくるための指導助言、調査といふのになかなか金を投じません。ほんとうは住民組織でやる動員して住民の意見を聞く、それの集合費といふうな経費あるいは専門的にそういうものを調査する経費というのは、市町村の協力でやることはなかなか金を投じがたいわけでありますけれども、そういう助成をすることは意味があると思ふのであります。あととにかく補助金で何とかすることぞというやり方は、何か上から画一的に、全国を単に三百幾つの地域に分けるということに重点を置いているような、実態と離れたような、上からわかるということについて、私は多少疑問を持つておるわけであります。いわばもつと有効な考

え方に立ち、そしてもしそのためには必要な事業費があるという場合には起債を認め、さらにその村としては、共同施設をやるにしてはほかの施設があるから、その施設をやるために新しい経費を押しつけてはいけなければならない、そういう場合に、そこにに対するから、そのために交付投資的な必要な事業を与えるんだ、そのためには先行投資で考えるんだというふうなやり方は私は必要だし、また交付税の本質を生かすものだ、かようにも思いますが、ただ単に地域をつくれば、計画を立てればすぐ翌年からそれに対して、何かわからぬけれども、交付税を見てやるのだというふうなやり方については、どうお考えになりますか。

は、先ほどお話をございました建設省の一日生活圏でございますか、ああいうものとは——そんなことを言うと語弊があるかもしれません、私はいささか質を異にしていると思っております。申しますのは、建設省は建設省の所管の行政、つまり道路でありますとか河川でありますとかいうものの行政をやるやり方の一つの理屈づけのよろしくなことで、ああいうものをお考えになる。地方制度調査会の答申を受けました広域市町村圏は、これはあくまでも自治体の一つの共同の認識の中におけるところの日常生活圏であります。(つま)りそれは自治政策として、自治体がその地域地域において一致した共通認識の中から生まれてきたもので、決して上から求めようとかいうものではない。ただ、それを一応考えていきますと、大体この辺じゃなかろうかということが予測されるということから、全国が幾つくらいになるとがならないのかという議論はたまたま出るわけでございまして、そういうことから、上から画一的にやっているところでござります。これはあくまで自治の政策であり、答申も、これはやはり地方団体の連合組織ではなないかというような御答申もいただいているわけでござります。これはあくまで自治の政策であり、自治体自身の発想に基づいて出てくるもの、私ども

ただ、その際に、そういうことについては、自治体のほうも非常に賛成だ、ただし国も何とかひとつやれるような形を整えてくれるべきじゃないか。これは地方制度調査会などを通じて、実は当時私どもにも強い御要求が地方団体側からもあつたわけでございます。そこで、そういうものにつきまして、大体やれる体制というものを整えるために、自治省としてもできる範囲のことはできるだけ努力を惜しまない、というようなことで、むしろ私どものほうがくつついでいるようなかつこうが、現在の広域市町村圏のあり方であります。したがいまして、決してこうやるからこうしろというようなことを申しているわけでもございませんし、広域市町村圏というのは認可を得たり承認を得たりするものでもございません。やはり出たところによつて考える。ただ、予算上の問題等が多少、小さな額ではございますが、あるものでござりますから、そこでそれが五十五といつたり七十くらいといいまして、どうな大体のめどをつけていかざるを得ない、これだけのことに対する了解を願いたいと思うのであります。決して上から押しつけてやらす、そのためえさをつけて無理やりにやらすというようなことを考へているわけでは私は決してないわけであります。ですから、広域市町村圏というものを考へる必要がないというお考えのところがあつても、ちよつともかまわないというふうに思うわけでありますから、その点は全く地方団体の自主的な発意のものと仕事を実施していくということで、けつこうだと私どもは思つておるわけであります。

強制をするわけではありません。そういう意味では、広域市町村圏というものの存立の基礎といふものは、やはり地域社会が生きていく必要があるし、ささえていくべきだという、そういう相互認識なり理解がなければ、これは画餅に帰するところになるわけでございますから、これはかかつて自治体のそういう決意と前進させるかさせないかという計画と、両々相まって問題が処理されいく。私もほどちらかと言えど、それについている、こういう形だと、ううう御了解をいただきたいと思うのでござります。

○山本(弥)委員 その國からの補助金をもつて

計画を立てたものだけ交付税の配慮が行なわれるというようなあり方は、交付税の合理的な公平な配分を考えておるあり方に對して、ちょっといさか荒っぽいやり方じゃないでしょうか。かりにそういう計画がなくとも、現実に周辺との協力のもとに広域圏としての構想をやつておるというようないところに対する配慮というのはなされないわけでしようか。単に補助金をもつて計画を立てつつあるというところに交付税で上のせをしていくわけですね。逐次順番にそういうあめを上げるから、おくれるところはしんばうせいといふような感じですね。

○長野政府委員 広域市町村圏におきまして、広

末端の集落まで一貫して作動して効果をあげてい

く。こういうことになつてしまひますと、それは

やはり一つの時代の要請する広域化への前進とい

うことで評価をしていくべきではなかろうか。そ

ういうものに対しての特別な需要というものを考

えていくは、これは個々のものがやつたのと同じ

よう評価してしまえばいいじやないかというの

とは、ちょっと私は質的にも違つていくことは

ありし時代の要請に即応するという意味では、や

はりそれに必要なものを考えていくことは、措

定は程度にもより状況にもよりますから、画一的

には申し上げられませんけれども、そう考えておる

のと、ときに交付税で配分すべきではないだらう

か、こういうことを私は言つておるわけあります。

して、広域圏の必要性の問題ではなくて、そのや

うふうな調査費を配分し、それをある程度ま

で補助金を出せなければ、多少のそういう余分の

経費を行政経費の一部として交付税で見てあげ

る。そうしてできた結果、われわれの広域圏は、そ

ういうふうな調査費を配分すれば、多少の費用を

ももつといふ広域市町村圏あるいは同じような

計画ができる、そしてそれはそれをそれぞれの広域市町

村圏なり、その圏内の市町村の共同の処理が十分

なうふうな調査費を配分すれば、多少の費用を

ももつといふ広域市町村圏は、そこはそれでいいわけですから、やるところは、そ

ういうふうな調査費を配分すれば、多少の費用を

ももつといふ広域市町村圏は、そこはそれでいいわけ

になりますが、それは現在はほとんどないと思いま

す。やはり広域市町村圏という形で発足するまで

には、相当いろいろな経過をたどつておるよ

うに私どもは思つております。ここまでやつて

まありますためには、たいへんな関係者の共同研

究、共同作業というものが進んでおる段階になつ

て初めてこういう形になつておるようになります。

四十四年度の場合におきましても、当初はた

しか五十の圏域を考えておつたと思いますが、そ

れが五十五でございますか、そういうふうになつ

ておりますの、そこまでのところがだんだんと

そのままあります。そこまでやつたからでございまして、

四十五年度には七十ということだぞうでございま

すが、これがどの程度広域市町村圏としての形の

協議体制といふものが整つてまいるか、それに

よつて考えなければならない、また同時に、お

話しのように、それが七十でなくて、七十をもつ

と過ぎて何かできていくことになりますれば、これ

はまたお話しのような面も確かにあります

から、その実態に応じて考えていくということ

も必要かと思います。補助金の、そういうことを

話しのように、それが七十でなくて、七十をもつ

と過ぎて何かできていくことになりますれば、これ

はまたお話しのような面も確かにあります

から、その実態に応じて考えていくということ

も必要かと思います。補助金の、そういうことを

話しのように、それが七十でなくて、七十をもつ

と過ぎて何かできていくことになりますれば、これ

はまたお話しのような面も確かにあります

から、その実態に応じて考えていくということ

も必要かと思います。補助金の、そういうことを

話しのように、それが七十でなくて、七十をもつ

と過ぎて何かできていくことになりますれば、これ

はまたお話しのような面も確かにあります

から、その実態に応じて考えていくこと

めているわけなんです。それが今度の計画で御破算になり、それから建設省の計画によってそれがまた御破算になり、今度新しい計画を立て、新しい区域で一緒になつていたものが離れてやるというような、そうしてまた新しい計画を立てる中央の各省のそういう地道にやつてきたことをあちこわして、新しくまた同じような計画を立てるというやり方、それを十分反省する必要があるのじやないかということを、具体的な例がないというから申し上げるわけです。

度間調整についてはいろいろ問題があるわけです。大蔵省の考え方としては、一般会計内で操作をしたい、それから自治省側は交付税特別会計のうちで処理をしたい、二つの相反する考え方がある。財源留保する場合に、何を基準にして財源留保するのか、きめ手はどういうふうにお考えでしようか、何かございましょうか。

基準といいますかのさし、実はこのものさしも、一つはのさしを見出すことがなかなか困難な問題でございます。地方制度調査会におきましては、そのものさしの発見といいますか、見出すことについては慎重に検討を続けていくべきだ、とりあえず特別会計直入という方式の実現のほうが先だというような御答申もいただいておるわけですがございますが、中には、国民総生産の伸びでありますとか、あるいは経済成長率の伸びあるいは国の財政規模の伸びとの関連というようなことを言う意見もござります。しかし、これらは、過去の実績から見ましても、当初の見込みと現実の結果とは相当な食い違いもあるわけでござります。そういうこともございまして、問題は、結局のところ、地方財政の立場からどれだけの需要というものが長期にわたって考えられるか、どうしてそれを計画的に実現していくときには、経済の拡大を反映したしまして、交付税が非常に伸びたりあるいはまた縮んだりということが起こる。そういうことの中で、計画的な長期的な安定した運営をはかつていくということを考えるべきだということ、抽象的にはそういうことが出てくるわけでございまして、が、それでは、そのものさしといふものは、まず、地方財政の立場で長期的に考えていくといふものさしを考えていくべきだ。このものさしが非常にむずかしいということをございまして、この点は、これからもなお検討を続けていかなければならぬ問題だと思っておりますが、要は、国財政と地方財政との円滑化とかあるいはそういったことで、ある意味で、国の立場でのものとして考えるということは適当ではないということ

の大きな目標があつて、それに対する一つの到達でござりますが、それでは、地方の長期的なことを考えていく年次計画というようなものがどうやつて考えられるか、それがまた一般的な承認が受けられるためにはどのような内容であるべきか、こういうことを、現在、正直に申しまして、いろいろと模索をしておるという段階でございます。今後ともその検討は十分討議を続けてまいらなければならぬと思っております。

○斎藤(実)委員 次は、交付税につきましては、地方自治体の単独事業の推進という意味、立場から、あるいは地方財政需要におきます補助的な性格を持つていて、こういうふうにも考え方されますが、それでも、この交付税の、いま私が申し上げましたような問題についてお尋ねしたい、どういうふうにお考えになつておるか。

○大石政府委員 具体的には財政局長等から聞いていただきたいと思いますが、私はやはり交付税制度も多少時代の流れによつて性格的には多様化してきておるというふうに思うのです。それは標準の行政費といふものを持たせようよということは、税制の中ではとうてい充足できないから、いわゆるこういう形で最低標準といふんでしようか、そういうものは財源措置を交付税の制度でやるに貧しくても一定標準はできるんだというのが、おそらく最初の発想にはあると思うんですけれども、平衡交付金制度とか、いろいろこの制度の歴史も前身等もあります。しかし、今日はそれだけの性格かどうかといえば、そうではなくて、それぞれの事態に沿つている財政需要というのも、この交付金制度の中でやはり見ていかなければならぬというふうになつてきておりますので、あるいは山本委員等からの御質問のあとおり、国の方針といふのがあつて、それは国の行政方向といいますけれども、やはり地方の要望があって、そういうことが出てくるわけであつて、いわゆる清掃の仕事であるとかそういうも

も国だけが頭で思いついてしまったわけではなくございません。そういうものが必要であつて出てくるわけであります。そういう一つの計画といふものに沿わせて地方団体がやれるようにしてやるといふ、簡単な単独事業でない性格というものが今日本には含まれてきていると思うのです。しかし、それは、日本の経済というものがこんなに急速に動いているとき、そういう時代に応じて、國が政策として地方団体の要望するものをこの中に入り込ませていると思うのです。しかし、これがもう少し安定した成長の中に入つてくれば、私は、また性格は、交付税の制度ももう少し静かなものといいますか、形で、そして単独事業的なものがかなり大きく取り上げられるというふうになつてくる時期が来るんだろうというふうに思つております。必ずしも一つの性格がもう一定不動でいるのであるというふうにはなつていいというふうに思ひます。

整備といふものは、ばく大な投資を必要とするわけでございます。そうすると、そういうものに対応していくような需要というか、地方団体が受けとめるだけの力といふものは、通常一般の考え方だけでは、その需要に対応する財源措置というものはできないわけでございますから、そういう意味で、その事業に対応して処理していくだけのものを考えいかなければならぬといふようなことが現実問題として出てくるわけであります。それをある程度は交付税の中へ算入をしていくといふことなどしてもららざるを得ない。それが一部補助金化していくというような御批判も受けるわけでございますけれども、同時にまた、一面単独事業等におきましても、たとえば市町村道でござりますとか、下水道なり清掃施設なりといふものだけを取り上げましても、今度は改良なり——道路でいいますとか改良率なり補装率が立ちおくれておりますから、そういうものについての単独事業の増強ということを一般的にはかつていくという必要にも迫られておるわけでございまして、両方相まって交付税措置といふものが、最低の財源保障でもあるし、また同時に、必要な施策に対する財源の補てん的な役割も果たさなければならないという形で、現在は推移してまいっておるということになるわけでございますが、将来はもつと高い目標を掲げまして、それに対応して全般の水準が上がっていくような形での交付税の検討ということは十分やつていかなければならぬないと考えております。

かの措置を当然講じなければならぬと思ひます。けれども、この点はどうでしようか。
○大石政府委員 これは税制のほうとも実は関連が出てくるわけでありまして、大都市税制の問題が出ておつたり、あるいは過密のところの問題も出てきておりますし、從来から市町村の財源といいますか、都市財源の拡充という問題等も実はあります。固有の税制上の問題を地方税と国税との関連、また地方税の間で、府県と市町村との間ににおける問題の調整等をはかりながらいかなければなりません。固有ではないかといふふうに思ひますが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、一體現在の三二・九%が将来にわたってこれでいいのかといえば、私どもこれでいいということはどうい考えられない。ことに地方団体のこれから施策といふものになりますと、非常に重大になってくる。三位一体になつたという表現が非常に強く国民に入っていくと、そのことは、そんなに高いにおれたる余分なことですけれども、国民総生産が世界で第三位になつたという表現が非常に強く國民に入ってきたときの身の回りの状態はどうだという不満感が逆に出でてきていると見てもいいくらいに私は思う。そういうことになりますれば、地域団体といふものがいわゆる生活の諸条件を整備していくということは、今まで以上に義務感として地方団体の人たちは非常に考えなければならぬ。そういう需要を考えていきます場合には、どうてい現在の税制あるいは財政制度をこのままでその需要を満たし得るものとは私ども思ひません。

地財計画といふもの非常に参考にするわけです。昨年は二月の初旬でしたか、地財計画が発表になりました。ことしは選挙等がありまして三月六日約六割は交付税が占めておるわけです。ですから、地財計画がおくれるということは、地方団体としては非常に困るわけです。国と地方との会計年度をずらすということも当然考えられるのではないか。地方団体の立場に立てば、地財計画を早目にひとつ発表してもらいたいという要望が強いのですが、この点についてはどうでしようか。

○長野政府委員 確かに地方財政計画は地方団体全体に対する問題でございますが、地方団体に対する財源保障の形を総体の計画として示すということありますし、同時に、個々の地方団体におけるところの財政運営の重要な指針になつていると思います。そういうことでございますので、御指摘のとおり、年度間を通じ安定した運営をしていくということは、個々の団体にとっても非常に要望しているところでありまして、なるべく早く地方財政計画が定まり、そうしてそれを個々の団体に理解してもらえることが一番いいわけでござりますが、ただ問題は、国の予算編成との間に非常に重要な関係があるわけであります。これを離れて考へるにはましません。そこで、現実の姿は非常におくれがちに相なつておるわけであります。

方とを変えるという提案があつたわけでございましたが、これは結局、なお慎重に検討を要するということで、答申には至らなかつたというような状況もございます。そこで、自治省といたしましては、財政計画が正確にきまるという事前におきましては、本年は特におくれまして、そういう意味で、地方団体に迷惑をかけておりますけれども、今後もそういう会計年度の変更ということは大きな問題でございますので、いまの状況の中ができるだけ正確な情報を伝えまして、そうして年度間の安定した運営に資するようにつとめてまいりたいと思います。

○斎藤(史)委員 次に、土地開発基金制度についてお尋ねをいたしたいと存じますが、この土地開発基金につきましては単年度で処理されるのか。この土地の先行投資に向ける制度的な性格からすれば、やはり単年度ではなく、農村及び都市の拡大化に対応して、当然何年か永続的に措置をすべきではないかと思ひますけれども、御所見を承りたいと思います。

○長野政府委員 お話しのとおり、公共用地に対する需要というものは、今後ますます大きくなつてまいると思います。と申しますのは、立ちおくれたそういう施設の整備ということを強力に推進していくきますためには、どういたしましても公共用地の取得ということがまず先決条件でございますから、そういう意味で、ますますその必要は増大をしてまいりますから、私どもといたしましては、今年度で終わるということではなくて、明年度以降におきましても、交付税の増加状況等をにらみ合わせまして、なおこの制度を続けてまいりたい、こう考えております。

○斎藤(史)委員 土地開発基金について本年度は約六百億、こういうような御答弁がございました。それから公共用地の先行取得債、あわせて地方団

○長野政府委員 先行取得のワク外債につきましては、いまちょっと手持ちの資料がございませんが、義務教育関係につきましては、ワク外債としてたしか二百億程度のものが、いわゆる義務教育の用地の取得につきまして出ておるようと思います。

○斎藤(実)委員 昭和四十四年度は約一百億。それしますと、許可実績はどのくらいございましたか。

○長野政府委員 四十四年度におきましては、公共用地の先行取得債は、計画におきまして二百億円、許可見込みにおきましては二百八十億円となつております。

○斎藤(実)委員 昭和四十四年ではワクが二百億、許可実績が二百八十億、そうしますと、八十分億はみ出しておるわけですね。この二百八十億の許可実績に対する要望は、どれくらいございましたか。

○長野政府委員 公共用地の先行取得債につきましては、要望をいたしましては、実は非常に多い数量が出てまいりますが、実は先行取得債といふかつこうになりますと、その用地を充てますところの事業計画が具体化しておるということが条件になつております。したがいまして、一般的に公共用地を取得しておきたいというような形の要求が実は多いわけでございまして、そういうものを取り除きますと、大体三百億前後のものであろうというふうに思つております。

○斎藤(実)委員 そうしますと、土地の先行取得について、やはり要望はあるわけですね。したがつて、ワク外債といふものを使うようになるわけですね。ワク外債とすれば、これはすべて縁故債で、非常に金利が高いわけですね、安いので七分三厘から高いのは八分三厘まで。そうなりますと、ワク外債が増加することによって地方団体の利子負担が非常に大きくなつて、財政的に非常に

圧迫されるのではないか。ですから私は、少なくともこのワク外債についても国が利子補給の道を開くべきではないか、このように考えるのです。

○長野政府委員 先行取得をいたしました場合には、これは一年あるいは二年先の事業に充てるために用地を取得するわけあります。その場合は、当然、たとえば二年先といたしますと、二年間の利子がつくわけござりますけれども、現在は、この利子につきましてはたしか七分五厘までは、用地を取得いたしました際に、用地費の中に加えられるということができることに相なっております。それから先行取得をするという地域におきましては、毎年その土地代が一〇%以上値上がりをするということが明らかに予測されるようなところについて先行取得をする、先に手当をしておくわけであります。そういう意味で、その事業を行ないますときに取得をいたしますと、さらに高い経費を必要とすることに相なりますので、そういう意味では、先行取得をしたほうが利益であるということで、取得をいたしておりますわけでございますから、その点では財政負担に非常に耐えられなくて、そのため別な措置が必要だという事態にはあまりならないで、むしろいま買つておこうが土地の値上がりが少なくて済むという見込みのあるところについて、措置をしておくといふかうこに相なっております。

○斎藤(実)委員

次にお尋ねをしたい問題は、港湾、河川などの公共事業に対する地方団体の負担についてでござります。これにつきましては、交付税と起債で財源措置がなされるようでありますけれども、起債の元利償還については、財源措置が十分でないために、地方団体が非常に困っています。この起債の元利償還に対する現在の地方交付税上の措置はどういうふうにするのか、またこういった措置を強化すべきではないかと考えるのでですが、この問題についてどうでしよう。

○長野政府委員

この問題につきましては、御指摘のあ

りましたような関係の費目につきましても、本年度におきましても算入措置を講ずる予定にいたしております。その算入の割合でござりますけれども、これは川河事業等につきましては、現在地方負担分二〇%は地方債を見ておりまして、そして

度を算入いたしたいという予定にいたしております。

○斎藤(実)委員

これはある都市の港湾費におきましては事業費補正について、こういう事例があるわけです。この事業費の市の負担分約二千万円、それから国の直轄事業の市の負担金一億一千万円、合計で一億三千万円になりますね。交付税措置としましては九千万円、そうしますと差し引き四千

万円、これが起債ということになりますね。これ等についても何らかの財政上の措置が考えられますか、こういうわけなんですが、こういう具体的な例についてどうでしよう。

○長野政府委員

いま申し上げましたように、地

方負担の中の八〇%は交付税上の措置をいたしております。それで大体二〇%は地方債を充てるこ

とにしておりますが、その公債費総額に対しまし

て三〇%程度見るということにいたしますと、全

ての都市でござりますので、その都市の一部が

減り一部があふれるというようなところについて、

その同一の都市の中の特別な調整をするというこ

とはどうもそういうときに、ふえている地域につ

いて、たとえば人口が急増しておるから急増のた

めの補正等を考えることができますかというような

ことになりますと、これは現在のところ技術的に

たいへん困難でございます。今後もそういう問題

も確かに一つの問題として検討を続けてまいら

なければならぬと思いますけれども、いまのとこ

ろは、個々の事業に対応しましてその需要を測定

するという意味で、事業費補正等を適用いたしま

して適確な財源措置をするというようなことで、

対応策を考えてまいりたいと思ひます。

○斎藤(実)委員

寒冷補正につきまして若干お尋ねをいたします。

これまで國の配慮によりまして、寒冷地あるいは積雪地帯の需要もかなり改善されているよう

なりました。それに付随する道路も建設しなければならぬ、学校の備品等、道路用地等いろいろ財政負担が増大するわけです。一つの例を申し上げますと、昭和三十五年から四十五年の間に、減ったほう

は二〇%も減っている、それからふえたところは五五%も人口があえている。こういったことで非常にアンバランスになっている。こういった地域に対して何らかの財政措置を考えられぬかどうか、その点についてお伺いいたしたいと思ひます。

○長野政府委員

その市としては全体として人口は増加している、しかしながら、たとえば市の中心部は人口が減つておって、増加するところは郊外と申しますか、同じ市の行政区域の中だけれども、周辺に人口が集中する、こういうかつこうのお話だらうと思います。そういうところにつきましても、確かに今度は周辺地区に小中学校を整備申しあげました事業費補正等によつて、なるべく

需要を算入していく。その現実の事態に対応した算入を関係費目についていたしまして、適確な財源措置をいたしましてまいりたい、こう考えますが、申しあげました事業費補正等によつて、なるべく札幌市の場合は、昭和四十四年度で約六億円の除雪の費用というものが実際かかっているわけですね。この除雪の費用を見てまいりましても、

札幌市の場合は、大幅に基準財政需要額に算入すべきではないか、特別なそういう地域に対し一千円、差し引き十数億円の差が出ておるわけですね。この中には除雪費も含まれているわけ

です。ところが、交付税では約八千七百万円しか見られない。ですから、こういった特別な積雪寒冷地帯に対する経費は、大幅に基準財政需要額に算入すべきではないか、特に何らかの手当てをすべきではないかというふうに考えるのですが、いかがでしよう。

○長野政府委員

そういう積雪地帯の寒冷度でござりますとか積雪度に対応いたしまして、道路の構造でござりますとか、除雪の関係でありますとか、あるいは道路の維持管理に属するものとしましても、たとえば薪炭とか燃料がたくさん要るとか、いろんな手当でその他必要があるというようなことがありますと、これは現実のところ技術的に

いたしまして、おなじの充実につとめてまいりましたが、これは累年そこまで引き続いてやつてま

いりたいと思つております。四十五年度におきましても、おなじの充実につとめてまいりましたが、これは累年そこまで引き続いてやつてま

いりたいと思つております。四十四年度で比較をいたしまして、大体府県分

におきまして、寒冷度、積雪度両方合算で

いたしまして、おなじの充実につとめてまいり

たとしてまいりたいと思ひます。四十三年度から

から市町村分におきましても、大体十三億程度ふ

やしております。四十五年度も引き続きそういう

財源措置は三十一億程度ふやしております。それ

やしております。

○長野政府委員

公共事業にかかるべきところ

の地方債の元利償還につきましては、御指摘のあ

りますと、過密のほうには学校も建てなければ

なりません。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十八号 昭和四十五年四月十六日

措置をいたしてまいりたいと思ひますが、これもいまの除雪費等の関係におきましては、通常の除雪費というものを想定いたしまして、積算を行なつておるわけございまして、異常ないわゆる豪雪でありますとか、そういうことになつてしまりますと、その団体の財政の実態等をならみ合わせまして、やはりこれは特別交付税で措置していくと、いうようなことでやつてしまひませんと、一律にはまらない。そういうことがございますので、普通交付税、特別交付税両方合わせまして、今後とも充実につとめていきたい、こう思いました。

○斎藤(実)委員 積雪寒冷地帯におきます除雪につきましては、非常に大きな財政負担になつておりますと、この件については、ひとつまたよろしく財政上の措置について御配慮を積極的にされるよう要望して、私の質問を終わります。

○菅委員長 青柳盛雄君。

○青柳委員 昭和四十三年度以来、四十四年度さらに四十五年度というように、連續して三年間も地方交付税総額を削減し、繰り延べするという、こういう現象が起つてゐる。その総額はいまや九百十億円にものぼつてゐる。地方交付税は地方公共団体の固有財源であつて、国の地方公共団体に対する補助的な財源ではない。これはもう現行法制のもとでは何人も異議を差しはさむ余地はないものだと私どもは考えております。にもかかわらず、このように削減、繰り延べを行なうということとは、ことばをかえて言ふならば、地方交付税といふ地方財源の一部を、一定時期の間、国が自由に使うことのできる財源とするということであります。だから、俗に国に貸すというようなことばが使われているのだらうと思います。一体どうしてこういう現象が起つてゐるのか、このような措置をするのは、地方交付税法第六条の規定に例外を設けることでありますから、そのためには地方交付税法の一部を改正するという作業が必要となるのであります。内閣がこのような改正法案を国会に提起するにあたつては、まず大蔵大臣と自治大臣の

間で協議をし、合意に達したところで閣議に提出し、その承認を得るという手続がとられているようであります。

そこで御質問いたすのであります。なぜ大蔵大臣はこのような借りを申し入れ、また自治大臣はなぜこのように貸すということを承諾されるのか、その理由をお尋ねいたしたいと思うのです。

○大石政府委員 今年度と前年度とを考えてみますと、結局予算編成という過程の中で起つてゐる問題の中でもあるらうと思うわけです。それは結局各省の財政需要という問題と国税その他の関係、あるいは国債等の関係の中で一定ワクの中に何とかおさめ切

運して、法人税のはね返りがあるということ、ないしは全体の経済繁榮を反映して、いわゆる三税の伸びというものが非常に強くなつていて、それが地方交付税を減額するという形で、これら全体の中でこれに応じたという形は、本年度の場合、法人税のアップという問題に関連して、法人税のはね返りがあるということ、ない

い形であります。その場合に、自治省としてもだといふ面はなかつたのでしようか。

○大石政府委員 それは私はない、そういう意図でやられたものだとは思わない。三百億を貸せる

といふ形をとつたことは、最初それを申し上げなければ申しわけないわけですが、まことに私ども遺憾でございます。非常にいいことをやつたなどと、とても思つてゐるわけではありません。まことに遺憾なことがあります。ああいことを繰り返すことは私どもほんとうに避けたいきたいたいと思いますが、いわゆる過熱を避けたいためにやるというふうに入つて使つてしまつたのでは、何も過熱引き締めの意味をなしていいわけでは、決してそ

ういう財政政策のために、あの三百億円の問題が出てゐるわけではないと思ひます。また事実そう

であります。

○青柳委員 そうだいたしますと、俗に言えば、

会等々で一定の見解が答申されておりますが、題になりますのは、年度間調整はいずれも必要であるうといふ前提に立つておりますけれども、この貸すという作業は、地方財政を景気調整――どうも國の経済が過熱になる危険がある、そこで財政についても、そういう景気調整機能みたいなものを考へる必要があるのではないか、そういう政治的措置でこれに一定のチェックをするといふようなことを期待してやるのだが、その場合、地方の財政についても、そういう景気調整機能みたい

す。

いま政務次官の御答弁では、余つてゐるから、三百億程度本年度について貸しても、特段の支障はない。余つてゐるから、國のほうのことも考えて配慮したんだといふうな、要するに國の財政の不況のところを幾らかお助けするといふような

趣旨に聞こえるのでありますけれども、それよりもっと進んで、そんなに地方交付税をたくさん使わせると、經濟の過熱状態を起こし、ますいの

で、景気を調整する意味において引き締めるとい

う意図が大蔵大臣のほうにあつて、それもごもつ

ともだといふ面はなかつたのでしようか。

○大石政府委員 それは私はない、そういう意図でやられたものだとは思わない。三百億を貸せる

といふ形をとつたことは、最初それを申し上げなければ申しわけないわけですが、まことに私ども遺憾でございます。非常にいいことをやつたなどと、とても思つてゐるわけではありません。まことに遺憾なことがあります。ああいことを繰り

返すことは私どもほんとうに避けたいきたいたいと思

います。しかし、地方交付税の制度の精神は、できるだけこれは過不足のないよう

にして、財源不足額の算定を行なうようにしなければならないということを義務づけています。ただしかし、それは

おらないようであります。ただし、地方自治体の

第六条の所定の額をあらかじめ見積もつておいて、

そのワクの中で財源不足額がまかねるよう

に計算をする。そういうことではなくて、地方自治体の行政需要を満たすという立場から財源不足額を算定し、そして第六条の所定の額がそれにはなはだしく不足してくるといふ場合は、むしろ第六条のほうの率を上げるといふような形で一致をはかるというものが、正しいのではないかといふに

考えます。ところが、どうも基準財政需要額といふものを考へる場合に、いま申し上げましたよう

に、地方交付税法の第十一条にはつきり単位費用と測定単位の数値とをかけ合わせしたものだといふのであって、何か逆に六条の額がきまつて、それを

基準にして計算をするといふようなことは一つもきめられていないわけです。ところで、衆議院地

方行政委員会調査室資料、昭和四十五年四月一日、

昭和四十五年第七号「地方交付税法の一部を改正する法律案について」というのがある。この十

ページを見ますと、一番終わりのところに、交付

団体の基準財政需要額の増加額五千三百九十六億円イコール交付団体の基準財政収入額の増加額二千七百四十六億円マイナス前年度特別事業償還交付金百三億円マイナス前年度調整額九十八億円プラス普通交付税増加額二千八百五十一億円、こういう算式が出されております。これを見ますと、あらかじめ普通交付税の増加額二千八百五十一億円といふものがすでに基準になつておって、それから交付団体の基準財政収入額の増加額といふものを頭に入れて、この基準財政需要額の増加額というものを出しておる。そうだとすると、あくまでも普通交付税の増加額といふものが基準となつて、その上で何か単位費用を算定する作業に入るような感じがするのでありますけれども、その点はいかがでしようか。

○大石政府委員 前段の青柳委員から、地方交付税は余つてるので貸してやつたとおれは認めるというお話は、事実はそうじやないので、喜んで貸したなんということは全くないわけで、泣く泣く合意したというはうが適切ではないかと思います。私ども、余つているひとつ大蔵省どうだいというよろな、貸してやるつもりは全くないわけですから、その点の理解はぜひいただきたいと思うわけです。

なお、財政局長から御説明申し上げると思いますけれども、三二・九%も法律で書いてある、それから単位費用のほうも法律でこれが書かれているわけであります。そつちがあつてあとでこっちの単位費用のほうを計算するのではないかというお話がありますけれども、私はそういう現象のときもあらると思います。しかし、実際問題は、また三二・九%の数字が変わる場合も、過去の経過で見れば御承知のとおりであります。したがいまして、財政関係という問題が金のことでありますので、青柳さんのお話だと、自動的にばらばらっとやってばらばらっと出たやつをばらばらっともらえるというようなぐあいには、なかなかまらないのであります。その点は、スライド制のような話にどんどん三二・九%が動けますと問題はないわけですが、な

かなかそういうはまらないところにわれわれが苦心しているところも、御了察をいただきたい。全体的には、大きな流れの中で財政需要というものに合わせるよう、今までの交付税のいわゆるバーセンテージはなってきてるというふうに、ぜひ御理解をいただきたいし、われわれもそういう考え方で今後も進みたいと思います。

○青柳委員 先ほど申しましたが、繰り返しませんけれども、地方交付税法でいう基準財政需要額というのは、あくまで測定単位の数値、これは補正された上でのことになりますが、それに単位費用を乗じたものである。そこで問題になりますのは、基準財政需要額を算定する基準とする測定単位とその数値をどのようにきめるか、また単位費用を幾らときめるかという点でございます。これららのきめ方いかんが、決定的に基準財政需要額を左右することは当然であります。このきめ方につきまして、地方交付税法は、経費の種類、測定単位及びその数値の算定の基礎などにつきましては、できるだけ地方公共団体の現実の財政需要額を合理的に測定できるように、技術的に相当地まく規定しておりますけれども、単位費用については別表に一任をいたしているわけであります。その額は毎年度地方財政計画を策定する際とか補正予算を組む際に改定をされ、国会の承認を得ているわけですが、このような単位費用のきめ方、これについてはどうも法律にははつきりと明文がないように私は思うのです。しかし、実際には自治省はこの額を算定して、これを法律案として提出をし、審議されて通過しているわけでありますから、その算定のしかたというものは実情に合っているものかどうか。もし実情に合わないという不合理な点があれば、これは政府の原案が正しくない、また、これを国会がそのまま通過させてしまうということも正しいとは言えないようになります。

そこで、御質問ですけれども、この単位費用の測定の方針、これを大まかにお話を願いたいと願います。

○横手説明員 単位費用のきめ方でございますが、これは都道府県並びに市町村に分けまして、都道府県におきましては、おおむね人口百七十万、こうした県を標準団体とみなしております。市町村におきましては、人口十万の市を標準団体として設定いたしております。その上でこれら標準団体における各種の行政経費、こうしたものを見込んでまいるわけでございます。たとえば市町村分の消防費で申し上げますと、人口十万における消防職員数を一応見込みまして、また消防署の数あるいは消防の出張所の数、こうした標準的な形のものを見込みまして、これに要する経費を算定いたしておるわけでございます。したがいまして、消防職員数がかりに六十五人というようなりとであれば、この六十五人にかかる人件費を算定し、またこれらの消防職員の活動費をそれを算定する、こういうかつこうにいたしております。このようなかつこうで算定いたしましたと、人口十万人の市における消防費の一般財源の所要額が算定されることになります。この一般財源の所要額を、消防費の場合は、測定単位を人口といたしておりますので、その標準団体の数値であります十万人で割り返したもののが単位費用、こういうかつこうになつてまいるわけでございます。

○青柳委員 大体の筋道はわかりましたが、この行政経費の算定が行なわれる、それから特定財源を差し引いていわゆる一般財源というものを出して、それを測定単位の数値で割るという形式をとっている御趣旨だと思うのであります。それにはいわゆる標準団体というものを仮定するわけですが、いましようが、私がここでお尋ねしたいのは、この経費の総額というものを算出する基準ですか、これにあたってはいろいろと材料があるんだろうと思いますけれども、それがどんなものであるか。たとえば人件費などにつきましては、給与に関する統一単価というようなものを参考にするということとも考えられるのでありますし、また物件については、投資的なものあるいは消費的なものについても一定の統一単価表のようなものがあつて、それを利用するというようなことも考へるのでありますが、その点はいかがでしょうか。

○横手説明員 ただいま先生おっしゃられましたように、人件費等につきましても、給与費の統一単価というものを一応作成いたしまして、それを基礎にいたしまして人件費の算定を行なっております。投資的経費等につきましても、同様な算定方法をとつておる费日もあります。

なお、この給与費の統一単価でございますが、これは地方財政計画に纏められております給与単価、これを基準といたしまして、交付税上で用いる統一単価を作成いたしておる次第でござります。

○青柳委員 地方公共団体は俗に三割自治などといわれておりますが、本来國の行政事務に属するものとか、また國の事業として実施しているものを下請的に実施する義務を負わされているというのが実情であります。その場合、國は一定の補助を行なつたりまたは一定の負担をするたまえになつておりますが、地方公共団体は、この義務を常にもう赤字団体に転落するような危険に脅かさ

れていると言つてもよろしいと思うのであります。それはもちろんいろいろ補助の削減とかあるいは減額とかいうようなために起こる場合もありますしょけれども、いわゆる統一単価というものが、非常に非現実的な数値になつてゐるものであるということが、その超過負担の大きな原因の一つになつてゐると思います。現実の経費との格差、まあ単位差のはかには、規模の差とか対象の差などが、どういうものもありますけれども、単価の差といふのは非常にはなはだしいのであります。たとえば東京都の一例を申し上げますと、保健

百万円

こういうふうに、単価差だけでこういう超過負担が出ているわけあります。これと同じようなものを地方交付税の単位費用の算定の基礎に使う過程で行なうのとひとしいようなものではないか、実情に合わないんではないかというふうに思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○横手説明員 いわゆる超過負担の問題は、国と地方団体間の経費の負担区分に基づいて出でまいる問題でございます。したがいまして、地方交付税上におきまして用いております各種の単価、これは地方財政計画なりあるいは国の予算なりで用いられております単価を基礎として、それぞれの統一単価を作成いたしております。したがいまして、普通交付税上におきましては、いわゆる国なりあるいは地方財政計画なりで用いられております標準的な単価を使っておりますので、最近問題になっております超過負担とは別個の問題になつてまいるうか、かよううに考えております。

○青柳委員 概念的には別個のものでございましょうけれども、事実上は、これが客観的な基準になり得るという観点から、基準財政需要額を計算するにあたっての経費の総額の計算に使われているというのが実情でございますから、結局はこういうやり方で地方行政の需要を参考にしつつこれを満たしてやるといつて計算をして見ても、事実上は地方交付税額に余裕が出てくるというような結果にならざるを得ないのでないか。超過負担を起こすような統一単価を国が補助あるいは負担の場合に行なつているという根本には、国の財政を豊富にして、弾力性のあるものにして、地方自治のほうはまあがまんをしてもらおうというような結果というか、そういう姿勢があると思うのです。だから、この交付税を削減をするという口実も、単位費用をきめるときにあるいは測定単位の数値をいろいろと調整する過程で、結局は十分なことをしない。したがつて、余裕が出てくる。本

来余裕が出来るなどということは、地方の実情を考慮すると、ちょっととふしぎなような感じがするわけでも、地方道の問題にしろ下水道の問題にしろ、その他の都市と農村との格差あるいは農村地帯相互の格差とか都市相互の格差、いろいろ是正しなければならないことがあります。そして、幾らあっても地方交付税は足りないといつてもいいのじやないか。むしろもつともつとふやしてもらいたいというのだが、地方自治体並びに住民の強い希望だろうと思うのであります。ところが、現実にはいつも余つてくるという、ここに問題があるというふうに私は思うわけです。幾ら地方交付税は地方自治体の固有の財源であると叫んでみても、毎年毎年やつてくると余つてくるではないか、これではやっぱり余裕がある証拠であるというよう、単位費用が合理的であると言えども、それではもつと地方交付税の率を下げようとか、あるいは国に都合のいいように年度間調整をやろうではないかというような要求が出てこざるを得ないと思うのであります。

○大石政府委員 御指摘の点ごもっともで、私も
もも、いままでもいわゆる単位費用というのにも
ついて改善を、毎年といいますか、順次やつてま
いつてきているわけであります、さらに統一単
価その他等は正すべきことについて今後も努力を
続けたい、こう考えているわけであります。

○青柳委員 終わります。

○青柳委員 本案に対する質疑はこれにて終局い
たしました。

速記をとめて。

○青柳委員 遠記を始めます。

〔遠記中止〕

○青柳委員 速記を始めます。

○青柳委員 次に、参議院から送付されました、道
路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提
案理由の説明を聴取いたします。荒木国務大臣。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

○青柳委員長 次に、参議院から送付されました、道
路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提
案理由の説明を聴取いたしました。荒木国務大臣。

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一
部を次のように改正する。

目次中「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の四」
に、「第四節 反則者に係る刑事案件（第一百三十
条）」を「第四節 反則者に係る刑事案件等（第一百
三十条・第一百三十条の二）」に改める。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 自転車道 自転車の通行の用に供する
ため縁石線又はさくその他これに類する工作物に
よつて区画された車道の部分をいう。

第四条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

第五条の見出し中「警察官」を「警察官等」に
改め、同条第一項中「警察官」の下に「又は第百
十四条の三第一項に規定する交通巡視員（以下
「警察官等」という。）」を加え、同条第一項中「警
察官」を「警察官等」に改め、同条の付記中「、
第一百二十二条」を削る。

第七条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提
理由の説明を聴取いたします。荒木国務大臣。

○菅委員長 次に、参議院から送付されました、道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。荒木国務大臣。

速記をとめ

解を承りたいと思います。

○**青柳委員長** 終わります。

○**菅委員長** 本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○**菅委員長** 速記を始めて。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

○菅委員長 次に、参議院から送付されました、道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。荒木国務大臣。

○菅委員長 次に、参議院から送付されました、道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたしました。荒木国務大臣。

○菅委員長 次のよう改定する。

目次中「第一百四条の二」を「第一百四条の四」として、「第四節 反則者に係る刑事案件（第一百三十条）」を「第四節 反則者に係る刑事案件等（第一百三十条・第一百三十条の二）」に改める。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。

第四条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

第五条の見出し中「警察官」を「警察官等」に改め、同条第一項中「警察官」の下に「又は第一百四条の三第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）」を加え、同条第二項中「警察官」を「警察官等」に改め、同条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

第七条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

改める。

第一百二十九条第一項中「第一百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第九章第四節の節名中「刑事案件」を「刑事案件等」に改める。

第一百三十条中「提起されない」を「提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない」に改め、「同項」の下に「又は同条第四項」を、「第一百二十六条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、第九章第四節中同条の次に次の二条を加える。

(反則者に係る保護事件)

第一百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第二百二十一条第三項の規定にかかわらず、別表に定める金額をこえない範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

2 前項の規定による指示は、書面で行なうものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 第百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第一百二十九条の二第一項の規定により定められた期限まで」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第五十二条第二項の規定により行なつた措置に要した費用については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第五十二条第七項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に旧法第九十条第一項ただ

し書の規定による運転免許(以下「免許」といいう。)の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に

該当したことを理由とするこれらの処分を受けた後に免許を与えない期間については、新法第八十八条第一項第五号及び第六号、第九十条第四項並びに第一百三条第六項の規定にかかわらず、

くは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由とする自動車等の運転免許の欠格期間の延長ですが、これは、

八十八条第一項第五号及び第六号、第九十条第四項並びに第一百三条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三十条の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由とする自動車等の運転の禁止の期間については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に交通事故を起こしたこと

を理由とする新法第一百七条の二第一項第三号

(新法第七条の五第九項において準用する場合を含む)の規定による仮停止又は仮禁示について、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした反則行為に対する処理手続については、新法第九条の規定にかかる

らず、なお従前の例による。

8 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第一百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第一百二十八条第一項」の下に「(第一百三十条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

9 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項及び第八条第一項第二号中「警察官」を「警官」に改める。

第十一条に次の二条を加える。

2 第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪にあたる行為は、道路交通法第

百二十六条第四項の規定の適用については、同項に規定する罪にあたる行為とみなす。

理 由

最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故の防止を図り、その他交通の安全と円滑を図るため、酒気帯び運転に関する規制及び罰則を強化し、悪質な運転者の運転免許の取消し後の欠格期間を延長することができることとし、並びに少

年に對し交通反則通告制度を適用するとともに、都市交通規制のための規定を整備し、新たに歩行者の通行の安全の確保及び停駐車の規制の励行等を

職務とする交通巡視員の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

その三は、酒酔い運転、無免許運転等を命じ、または容認した安全運転管理者等に對する罰則を

これらの運転をした運転者に対する罰則と同一の程度に引き上げることであります。

第二は、交通反則通告制度の適用対象者の範囲の拡大であります。

その一は、少年に対する交通反則通告制度の適用でありますが、これは、少年に対しても交通反則通告制度を適用し、反則金を納付した少年は、家庭裁判所の審判に付されないとするとともに、反則金を納付しない少年について、家庭裁判所が、反則金の納付を指示することができるようになります。

その二は、現在反則者とされず、交通反則通告制度の適用を受けていない運転免許の行政処分の前歴者のうち、比較的軽微な反則行為をした者を反則者としようとしてあります。

第三は、都市交通規制等のための規定の整備であります。これは、最近における都市の大型一方通行規制などに對処するため、次の交差点で進行する方向による通行区分の指定、進路の変更の禁止等の規制を行なうことができるようになります。

その一は、酒気帯び運転に関する規制及び罰則の強化であります。これは、酒醉い運転の罰則を強化するとともに、酒気帯び加重の制度にかえて一定の程度以上にアルコールを保有して運転した場合を处罚する規定を新設すること、酒気帯び運転

をするおそれがある者に對する呼気検査について規定すること及び酒気帯び運転をするおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめることを禁止すること等がその内容であります。

その二は、運転免許の取り消し等を受けた後の運転免許の欠格期間の延長ですが、これは、現在一年となっているこれらの期間を公安委員会が政令で定める基準に従い三年をこえない範囲内で定めるよう改め、悪質な運転者の排除を徹底しようとするものであります。

その三是、酒酔い運転、無免許運転等を命じ、または容認した安全運転管理者等に對する罰則を

これが運転をした運転者に対する罰則と同一の程度に引き上げることであります。

第二は、交通反則通告制度の適用対象者の範囲の拡大であります。

その一は、少年に対する交通反則通告制度の適用でありますが、これは、少年に対しても交通反則通告制度を適用し、反則金を納付した少年は、家庭裁判所の審判に付されないとするとともに、反則金を納付しない少年について、家庭裁判所が、反則金の納付を指示することができるようになります。

その二は、現在反則者とされず、交通反則通告制度の適用を受けていない運転免許の行政処分の前歴者のうち、比較的軽微な反則行為をした者を反則者としようとしてあります。

第三は、都市交通規制等のための規定の整備であります。これは、最近における都市の大型一方通行規制などに對処するため、次の交差点で進行する方向による通行区分の指定、進路の変更の禁止等の規制を行なうことができるようになります。

その一は、酒気帯び運転に関する規制及び罰則の強化であります。これは、酒醉い運転の罰則を強化するとともに、酒気帯び加重の制度にかえて一定の程度以上にアルコールを保有して運転した場合を处罚する規定を新設すること、酒気帯び運転

に対する通行方法の指示、違法駐車に對する是正

るものであります。

第三は、都市交通規制等のための規定の整備についてであります。

その一は、第三十四条の改正規定についてであります。これは、車両が左折または右折する場合に交差点内で進行すべき部分を公安委員会が道路または交通の状況により指定することができます。その二は、第三十四条の二の規定等についてであります。これは、公安委員会が、車両の交差点で進行する方向すなわち直進、左折及び右折により車両通行帯の進行区分を指定することができます。

その三は、第二十六条の二の規定等についてであります。これは、車両の進路の変更による交通の安全と円滑の阻害を防止するため、公安委員会が、車両がその進行している車両通行帯以外の車両通行帯を通行することを禁止し、または制限することができます。

このほか、幅員の広い道路における一方通行の規制に対処するため、第二十条第一項及び第四十条について規定を整備することとしております。

第四は、交通巡視員制度の新設についてであります。このほか、幅員の広い道路における一方通行の規制に対処するため、第二十条第一項及び第四十条について規定を整備することとしております。

第五条、第十五条及び第五十一条第一項から第四項までの改正規定並びに第二百二十六条第四項の規定等は、それぞれ交通巡視員に、手信号による交通整理、違法に通行している歩行者に対する指

示、違法駐車に対する是正措置及び駐停車違反に対する告知の権限を与えることとしようとするものであります。

第五は、歩行者及び自転車の保護のための通行方に関する規定の整備についてであります。

その一は、第七十二条の二の規定等についてであります。これは、通学通園中の児童、幼児等の保護をはかるため、児童、幼児等の乗降のため政令で定めるところにより停車中の通学通園バスの側方を通過しようとする車両等は、徐行して安全確認をしなければならないこととしようとするものであります。

その二は、自転車道及び自転車の歩道通行に関する規定の整備についてであります。それは、第一条第三号の二の自転車道につきましては、第一条第三号の二の規定で定義を設け、縁石線等の工作物で一般の車道と区画された車道の部分をいうこととし、第十七条の改正規定及び第十七条の二の規定によつて、自転車道が設けられている道路の通行区分に關する規定を整備することとしております。すな

む、第十一條の改正規定は、行列が自転車道を行ふことを禁止しようとするものであり、第十七条の二第一項の規定は、自転車以外の車両の自転車道の通行禁止を、第二項の規定は、自転車の自転車道の通行義務を定めようとするものであります。

また、第十六条第四項の規定は、自転車道の規制についている道路における交通方法の規定の適用について通則規定を設けようとするものであります。歩道については、自転車が通行することができる

こととしようとするものであります。この場合には、自転車は、歩行者の通行を妨げないよう速度と方法で進行しなければならないこととしておられます。

第六は、自動車の運転者の資質の向上のための規定の整備についてであります。

第五条、第十五条及び第五十一条第一項から第四項までの改正規定並びに第二百二十六条第四項の規定等は、それぞれ交通巡視員に、手信号による

習所の指定の目的を明らかにするとともに、教習所について規定を整備しようとするものであります。

同条第三項の改定規定は、指定の基準に適合しなくなつた指定自動車教習所に対する処分として、

指定の解除のほか、卒業証明書を発行することを禁ずる処分を創設しようとするものであります。が、この処分は、公安委員会が六月をこえない範囲内で期間を定め、その期間内における教習に基づいて卒業証明書を発行することを禁止するものであります。

同条第四項の規定は、この処分をした場合には、

指定の基準に適合させるための措置命令をすることができることとしようとするものであります。同条第五項の規定は、禁止に違反して卒業証明書を発行した場合及び措置命令に違反した場合の指定の解除等について規定しようとするものであります。

その二は、第一百四条の四の新設規定についてであります。これは、道路交通法に基づく政令、総理府令、国家公安委員会規則または都道府県公安委員会規則の制定または改廃の場合に、そ

れぞれの法令で合理的な範囲内の経過措置を定めることができます。これによって、当面、総理府令の改正によりマイクロバスを大型自動車とした場合の大形免許の受験資格等の特例を総理府令で定めることとし

ます。これによつて、当面、総理府令の改正により

マイクロバスを大型自動車とした場合の大形免許の延長、免許の効力の仮停止の事由

の改正、交通反則通告制度の適用対象者の範囲の拡大等に伴い必要な経過措置を設けようとするも

あります。

第七は、故障車による交通の妨害の排除のための現定の整備についてであります。

その一は、第五十二条第二項の現定等についてであります。これが、故障等により違法に駐車

している車両については、運転者等がいる場合で

あっても、警察官等が移動等の措置をとることが

できることとし、この措置に要した費用は、その

車両の運転者等に負担させようとするものであります。なお、この改正と関連して、保管を伴わない

移動等の措置についても、車両の所有者等に費用を負担させることとしております。また、第七十

五条の八第一項第二号の改正規定は、故障車両に対する措置を円滑に行なうため、高速自動車国道等における駐車禁止から除外される故障駐車は、

明らかにしようとするものであります。

その二は、第七十五条の十一第二項の規定につ

いてであります。これは、高速道路における故

障駐車による交通の妨害の現状にかんがみ、燃料不足等第六十二条の整備不良車両に該当しない自

動車で故障等により停止するおそれがあるものを

高速自動車国道または自動車専用道路で運転することを禁止しようとするものであります。なお、

この規定には、罰則を付しております。

最後に、附則の規定についてであります。

第一項の規定は、この法律の施行期日について

規定しようとするものであります。

第二項から第七項までの規定は、違法駐車に對する措置の費用負担に関する規定の改正、運転免

許の欠格期間の延長、免許の効力の仮停止の事由

の改正、交通反則通告制度の適用対象者の範囲の

拡大等に伴い必要な経過措置を設けようとするも

あります。

第八項の規定は、家庭裁判所の反則金の納付の指示に関する規定の新設に伴い、反則金収入を交

通安全対策特別交付金とすることとしている昭和四十二年の道路交通法の一部を改正する法律附則

第七項を改正しようとするものであります。

第九項の規定は、交通巡視員制度の新設に伴

い、自動車の保管場所の確保等に関する法律の規

定のうち、道路交通法の駐車に関する規定と同一

に取り扱われているものについて所要の改正をし

ようとするものであります。

以上が道路交通法の一部を改正する法律案のお

もな内容であります。何とぞよろしく御審議をお

願いたいたします。

○ 印刷者 大藏省印刷局 次回は、明十七日午前九時三十分から委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。